FRMO Environmental Report 2026

環境報告書２０２６



国立研究開発法人森林研究・整備機構

Forest Research and Management Organization



秋の称名滝

撮影場所：称名滝（富山県中新川郡立山町）

撮影者：釣崎恵里子（森林保険センター）

落差 350m を誇る日本一の滝です。立山連峰の雪解け水が流れ落ちる豪快な水しぶきと、隣に現れる「ハンノキ滝」との美しいＶ字の景観が有名です。秋に訪れたときには、滝の正面まで歩く道中、どこを見渡しても圧巻の色づきでした。

目次

1．TOP MESSAGE ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2．編集方針 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3．地球環境に対する貢献 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
4．森林研究・整備機構の概要
4.1 機構の概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4.2 沿革 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
4.3 役職員数の推移 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4.4 収入・支出 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
4.5 機構組織図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
5．事業活動における環境への取組
5.1 環境戦略と実施計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
5.2 トピックス ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
5.3 環境保全の実績 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
6．業務活動を通じた環境への貢献
6.1 業務の推進 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
6.2 業務の成果 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 53
7．所在地と連絡先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
8．監事意見書 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56

1．TOP MESSAGE

森林の力で持続可能な社会へ



国立研究開発法人森林研究・整備機構
理事長　丹下　健

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林研究・整備機構」という。）は、森林・林業・木材産業と林木育種分野を総合的に扱う我が国唯一の試験研究機関である森林総合研究所と、水源林造成業務を担う森林整備センター及び森林保険業務を担う森林保険センターからなり、北海道から九州・沖縄まで日本全国にわたって拠点を設置して、全国的に森林に関する様々な業務を展開しています。

森林は、地球規模では、水循環や炭素循環を通じて人類の生存に必要な地球環境の形成において重要な役割を果たしています。また、私たちの日常生活においても、国土保全、水源涵養、林産物生産などの機能を果たしています。我が国は山地が多く、国土のおよそ７割が森林で覆われていますが、その森林の４ 割は人の手によって造成されてきた人工林です。森林の恵みを享受し続けるためには、将来にわたって持続的に森林の保全や整備を進めていく必要があります。

国連が提唱する「持続可能な開発目標（SDGs）」を「経済圏」と「社会圏」、「生物圏」の３つの階層で表現したウェディングケーキモデルでは、経済的な発展にはすべての人々が安心して暮らせる公正な社会が必要であり、公正な社会の基盤として健全な環境と生態系が必要とされます。地球温暖化に伴う気候変動は、生物圏の健全性を損ない、人類社会の持続可能な発展を阻害する最大の要因です。森林の二酸化炭素吸収機能は、地球温暖化の緩和において主要な役割を担っていますが、近年、世界各地で大規模な森林火災が発生するなど、気候変動は森林の二酸化炭素吸収機能を低下させる要因にもなります。気候変動の問題だけでなく、防災・減災、健康問題などに関連しても、「自然に根差した社会問題の解決」が注目されています。森林・林業・木材産業を取り巻く環境の変化を踏まえ、森林研究・整備機構には、持続可能な社会の実現に向けて、より一層の役割を果たすことが求められています。

森林研究・整備機構は、こうした森林を巡る国内外の様々な課題解決に向けて科学技術、行政施策、社会経済活動、国際協力に貢献していくために、森林の様々な機能を高度に発揮させる適切な森林管理技術の確立を進め、国内外の研究機関等と協力して森林を中心とした地球環境に関する研究に取り組むとともに、持続可能な林業システムの構築や木質資源の有効利用技術の開発、生産性や二酸化炭素吸収能力の高い品種の開発・普及などを推進しています。また、水源林造成業務を通じた公益的機能の高い奥地水源林の整備や、森林保険業務を通じた健全な林業経営の支援を進めています。

令和７年度で終了した第５期中長期目標期間では、各業務で次のような取組を行いました。研究業務においては、「環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発」、「森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発」、「多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種」を重点課題として研究開発を推進し、①アジア域で初となる保持林業の大規模実証試験を実施して、木材生産と生物多様性保全の両立を可能とする人工林施業法の提示、②世界初となる「木の酒」の製造技術を開発する

とともに民間への技術移転の推進、③エリートツリー（特定母樹）の特性表の作成及び公表など、特筆すべき成果を上げるとともに、研究成果の最大化にも努めました。水源林造成業務においては、自然災害が頻発・激甚化するなかで、流域保全に対する期待が高まっていることから、地域の森林所有者・造林者及び自治体関係者などとの連携強化を図りながら、水源涵養機能等の強化を図るため針広混交林・育成複層林を造成し、森林整備技術の高度化及びその普及に取り組むとともに、自然災害発生時における被災森林の迅速な復旧に努めました。森林保険業務においては、保険金支払いの迅速化をはじめとして被保険者へのサービス向上を推進するとともに、業務委託先も含めた業務実施体制の強化、森林保険引受・損害塡補業務における事務の効率化等のほか、期中に制作した公式キャラクターを活用した広報活動、市町村長等へのトップセールスなどによる森林保険制度の普及と加入促進に努めました。

森林研究・整備機構は、森林に関わる関係省庁、産業界、教育・研究機関、森林所有者、森林の恵みを受け取る国民の皆様、さらには国際機関との連携を密にすることで、総合力を発揮する中核的機関としての役割を担っています。令和８年度からは主務大臣から新たに示された第６期中長期目標に即して森林研究・整備機構が策定した第６期中長期計画に基づき、第５期での取組を一層発展させつつ、様々な業務に取り組んでいきます。森林研究・整備機構の業務推進に対し、御協力いただいている関係者の皆様に、あらためて感謝申し上げますとともに、今後とも引き続き、一層の皆様の御協力、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げ、私からのメッセージとさせていただきます。

2．編集方針

環境報告書 2026 は、国立研究開発法人森林研究・整備機構が作成する環境報告書として、環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号。以下「環境配慮促進法」という。）第 9 条に基づき作成し公表するものです。

この報告書は、環境配慮促進法に基づく記載事項及び当法人が実施している環境への取組について、分かりやすく情報を読者に提供するとともに、自らの活動を振り返り、活動の改善や今後の取組の更なる向上に役立てることを目的として発行しています。

（参考）

環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律（平成 16 年法律第 77 号）（抄）

（目的）

第一条　この法律は、環境を保全しつつ健全な経済の発展を図る上で事業活動に係る環境の保全に関する活動とその評価が適切に行われることが重要であることにかんがみ、事業活動に係る環境配慮等の状況に関する情報の提供及び利用等に関し、国等の責務を明らかにするとともに、特定事業者による環境報告書の作成及び公表に関する措置等を講ずることにより、事業活動に係る環境の保全についての配慮が適切になされることを確保し、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする。

(環境報告書の公表等)

第九条　特定事業者は、主務省令で定めるところにより、毎事業年度、環境報告書を作成し、これを公表しなければならない。

※国立研究開発法人森林研究・整備機構は、環境配慮促進法の政令により特定事業者と定められています。

報告対象組織

国立研究開発法人森林研究・整備機構

報告対象期間

2025（令和 7）年度（2025（令和 7）年 4 月～2026（令和 8）年 3 月）

報告対象分野

環境への取組として、環境戦略と実施計画及び環境保全の実績、環境にかかわる業務の成果、社会貢献活動への取組として地域社会との共生及び環境コミュニケーション等を対象とします。

参考にした基準・ガイドライン等

環境報告ガイドライン（2018 年版 環境省）

作成部署及び連絡先

国立研究開発法人森林研究・整備機構
環境報告書編集委員会（事務局：森林総合研究所企画部広報普及科、総務部資産管理課）

連絡先：国立研究開発法人森林研究・整備機構
森林総合研究所企画部広報普及科（環境報告書編集委員会事務局）
〒305-8687　茨城県つくば市松の里１番地
TEL：029-829-8380
FAX：029-873-0844
E-mail：kankyohokoku@ffpri.go.jp

発行日

2026（令和 8）年 9 月 30 日

環境省「環境報告ガイドライン（2018 年版）」と「環境報告書 2026」の対応表

環境報告ガイドライン（2018年版）	環境報告書2026	対応ページ
第１章　環境報告の基礎情報		
１．環境報告の基本的要件	２．編集方針	3
報告対象組織		
報告対象期間		
基準・ガイドライン等		
環境報告の全体像		
２．主な実績評価指標の推移	**５．事業活動における環境への取組**	
主な実績評価指標の推移	地球温暖化の防止	23
	省資源	26
	廃棄物	28
	化学物質の適正管理	31
第２章　環境報告の記載事項		
１．経営責任者のコミットメント	１．TOP MESSAGE	1
重要な環境課題への対応に関する経営責任者のコミットメント		
２．ガバナンス	５．事業活動における環境への取組	
事業者のガバナンス体制	環境マネジメント体制	19
重要な環境課題の管理責任者	リスク管理体制	20
重要な環境課題の管理における取締役会及び経営業務執行組織の役割		
３．ステークホルダーエンゲージメントの状況	５．事業活動における環境への取組	
ステークホルダーへの対応方針	地域社会との共生	35
実施したステークホルダーエンゲージメントの概要	環境コミュニケーション	39
４．リスクマネジメント	５．事業活動における環境への取組	
リスクの特定、評価及び対応方法	環境マネジメント体制	19
上記の方法の全社的なリスクマネジメントの概要	リスク管理体制	20
５．ビジネスモデル	３．地球環境に対する貢献	6
事業者のビジネスモデル	４．森林研究・整備機構の概要	7
６．バリューチェーンマネジメント	５．事業活動における環境への取組	
バリューチェーンの概要	グリーン購入	29
グリーン調達の方針、目標・実績	木材利用の促進	33
環境配慮製品・サービスの状況		
７．長期ビジョン	５．事業活動における環境への取組	
長期ビジョン	環境戦略と実施計画	10
長期ビジョンの設定期間		
その期間を選択した理由		
８．戦略	５．事業活動における環境への取組	
持続可能な社会の実現に向けた事業者の事業戦略	環境戦略と実施計画	10
９．重要な環境課題の特定方法	５．事業活動における環境への取組	
事業者が重要な環境課題を特定した際の手順	環境戦略と実施計画	10
特定した重要な環境課題のリスト	環境負荷の全体像	22
特定した環境課題を重要であると判断した理由		
重要な環境課題のバウンダリー		
１０．事業者の重要な環境課題	３．地球環境に対する貢献	6
取組方針・行動計画	５．事業活動における環境への取組	
実績評価指標による取組目標と取組実績	トピックス	20
実績評価指標の算出方法	環境負荷の全体像	22
実績評価指標の算出方法集計範囲	地球温暖化の防止	23
リスク・機会による財務的影響が大きい場合は、それらの影響額と算定方法	省資源	26
	廃棄物	28
	実験排水（森林総合研究所（つくば））	30
	化学物質の適正管理	31
	環境美化への取組	32
	６．業務活動を通じた環境への貢献	
	業務の推進	47
	業務の成果	52
報告事項に独立した第三者による保証が付記されている場合はその保証報告	８．監事意見書	55

３．地球環境に対する貢献

政府は日本の気候変動対策についての長期目標として「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しています。この環境報告書で紹介するとおり、森林研究・整備機構においても「環境配慮基本方針」に沿って、日頃の業務の中で積極的に省エネや木材利用に取り組み、環境に配慮し、脱炭素社会の実現に向けて努力しています。

さらに、私たち森林研究・整備機構の業務は、日本の国土面積の約 67%を占め炭素固定を含む多面的な公益的機能を持つ森林を対象としており、それ自体が、わが国の地球環境戦略と密接に関わっています。研究開発業務においては、森林の炭素固定効果の評価技術を始めとした気候変動緩和や適応策、森林保全や生物多様性保全を含む持続可能な森林管理や林業を支える技術、木材や木質材料の積極利用による循環型社会の実現を支える技術、優れた林木の育種開発など、地球環境の保全や脱炭素社会構築のための基礎となる研究を進めています。その成果は国内のみならず、途上国を含む海外の組織や国際的な機関等との連携を通じて地球規模の森林保全にも直接貢献しています。水源林造成業務は、水源林の整備を通じて森林の公益的機能を確保し、国土保全の重要な役割を担っています。森林保険業務は、気象害等の被害を受けた森林の所有者に対し、保険金の支払いを通じて森林経営を支援するもので、森林の被害に対するセーフティネットとしての役割を果たしています。各業務の地球環境に貢献する具体的な内容は事業報告書を御覧ください。このように森林研究・整備機構においては、機構の業務の中での地球環境に対する配慮や努力と、機構の業務の推進による地球環境に対する貢献という二つの視点があり、このことを踏まえて環境報告書をお読みいただけると幸いです。



写真 3-1　気候変動枠組条約第 30 回締約国会議(COP30)のサイドイベントとして、ジャパンパビリオンでセミナーを開催（共催：林野庁、ITTO）（2025 年 11 月　ブラジル　ベレン市）

４．森林研究・整備機構の概要

4.1 機構の概要

森林研究・整備機構は、森林、林業、木材産業に関わる研究を主導するとともに、高い専門性を生かして水源林造成業務や森林保険業務を行っています。
こうした活動を通じて豊かで多様な森林の恵みに根ざした循環型社会を形成し、持続可能な世界を実現することで人類の発展に貢献することを目標に業務を推進しています。

4.2 沿革

1905（明治 38）年　「農商務省山林局林業試験所」として東京府目黒村（現東京都目黒区下目黒）に発足する。
1910（明治 43）年　「農商務省山林局林業試験場」に名称を変更する。
1947（昭和 22）年　林政統一に伴い、複数の省にあった林業試験研究機関を合併し、「農林省林野局林業試験場」となる。
1949（昭和 24）年　林野庁の設置に伴い、林野庁の付属機関となる。
1978（昭和 53）年　東京都目黒区から茨城県筑波研究学園都市（茎崎村、現つくば市）に移転する。
移転後の跡地は、「都立林試の森公園」として都民の憩いの場となっている。
1988（昭和 63）年　研究組織を改編し、「森林総合研究所」に名称を変更する。
2001（平成 13）年　省庁改編により、「独立行政法人森林総合研究所」を設立する。
2007（平成 19）年　独立行政法人林木育種センターと統合する。森林バイオ研究センターを設置する。
2008（平成 20）年　旧緑資源機構の業務の一部を承継し、森林農地整備センターを設置する。
2015（平成 27）年　「国立研究開発法人森林総合研究所」に名称を変更する。
旧森林国営保険事業を承継し、森林保険センターを設置する。
森林農地整備センターを森林整備センターに名称を変更する。
2017（平成 29）年　「国立研究開発法人森林研究・整備機構」に名称を変更する。
2021（令和　3）年　第 5 期中長期計画が始まる（2021(令和 3)年度～2025(令和 7)年度）。
2025（令和　7）年　創立 120 周年を迎える。
2026（令和　8）年　第 6 期中長期計画が始まる（2026(令和 8)年度～2032(令和 14)年度）。

4.3 役職員数の推移

表 4-1　3 年間の役職員数の推移

（単位:人）

区分	2024（令和 6）年 3 月 31 日	2025（令和 7）年 3 月 31 日	2026（令和 8）年 3 月 31 日
役員	8（1）	8（2）	8（2）
研究職	492（84）	475（82）	448（83）
一般職	653（136）	642（139）	631（146）
ポスドク※	8（4）	7（2）	8（2）
合計	1,161（225）	1,132（225）	1,095（233）

（　）内は女性で内数

※ポスドクとは Postdoctoral fellow の略称です。博士号取得者で競争的資金等により雇用され、一定期間研究活動に従事する者です。

4.4 収入・支出

表 4-2　2025（令和 7）年度の収入と支出

（単位：百万円）

収入		支出	
研究・育種勘定	13,280	研究・育種勘定	14,081
水源林勘定	37,685	水源林勘定	37,377
特定地域整備等勘定	1,178	特定地域整備等勘定	983
森林保険勘定	1,734	森林保険勘定	1,167
合計	53,877	合計	53,607

※十万円の位で四捨五入して数値を丸めているため、合計が一致しないところがあります。

4.5 機構組織図

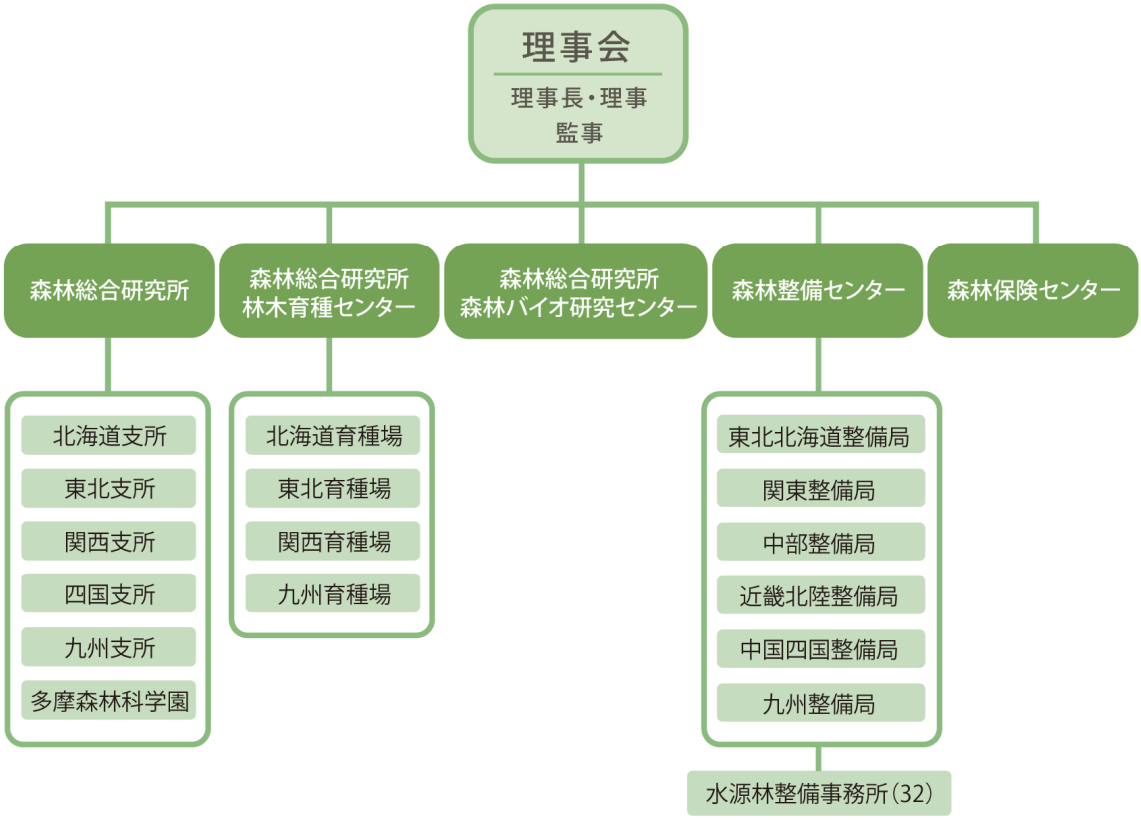


図 4-1　森林研究・整備機構の組織図

備考：本文では「森林総合研究所」、「森林総合研究所林木育種センター」及び「森林総合研究所森林バイオ研究センター」を合わせた組織を「研究開発部門」と表記しています。また、森林総合研究所の各機関のうち、茨城県つくば市に所在する機関を「森林総合研究所(つくば)」と表記しています。

５．事業活動における環境への取組

5.1 環境戦略と実施計画

「環境配慮基本方針」及び「環境目標及び実施計画」を以下のとおり定めています。これらに基づき全ての役職員があらゆる事業活動において環境への配慮を常に心がけて行動することとしています。また、森林研究・整備機構ホームページにも「環境への取組」として掲載しています。

森林研究・整備機構 HP（https://www.ffpri.go.jp/kankyou/index.html）

5.1.1 森林研究・整備機構　環境配慮基本方針（令和４年３月 23 日策定）

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業に係わる研究と、森林の整備や保険を通じて、豊かで多様な森林の恵みを生かした循環型社会の形成に努め、人類の持続可能な発展に貢献することをミッションとしています。このミッションを具体化していく中で、環境に配慮すべき「環境配慮基本方針」を以下のとおり定めました。

全ての役職員がこの基本方針を共有し、地球環境保全と持続可能な循環型社会の形成が重要課題であることを強く認識し、あらゆる事業活動において環境への配慮を常に心がけて行動することとします。

また、この基本方針に沿った具体的な目標や取組を別に「環境目標及び実施計画」として定め、継続的に環境に配慮した取組を進めることとします。

基本方針

1．事業成果としての環境面からの社会への貢献

循環型で持続可能な発展、健康で安全な社会、地球環境の保全等の SDGs の達成に資する研究開発、森林整備、森林保険等の事業成果としての環境保全効果を向上させる。特に、森林による二酸化炭素吸収量の増強、生物多様性の維持・保全、森林減少・劣化の抑制、森林の回復や持続可能な利用等、業務の遂行を通じて環境面から社会へ貢献していく。

2．温室効果ガスの排出削減等

2050 年カーボンニュートラルの実現に資するため別途定める「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」に基づき実施する。

3．環境汚染等の防止

環境関連の法令の遵守と内部規程による自主管理を徹底し、より一層の環境保全に努める。特に化学物質等の適正管理を徹底し、研究・事業活動に伴う健康や環境への影響に十分な配慮を行うとともに、緊急時においては迅速かつ適切に対処し、被害拡大の防止に努める。

4．廃棄物の 3R＋Renewable の推進

廃棄物の 3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））＋Renewable（バイオマス化・再生材利用等）の徹底に努める。

5．木材利用の促進

二酸化炭素の固定・貯蔵の促進等地球温暖化防止や循環型社会の形成はもとより、林業の成長産業化等にも資する観点から、木材の有効利用の促進に努める。

6．日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても常に環境配慮に努める。

7．社会とのコミュニケーション

環境報告書の発行、情報公開等により、社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、環境に関する情報開示に努める。

5.1.2 環境目標と実施計画（令和８年３月 18 日策定）

国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画　－環境目標及び実施計画－

国立研究開発法人森林研究・整備機構（以下「森林機構」という。）は「森林研究・整備機構環境配慮基本方針」（以下「機構配慮方針」という。）に沿って、日頃の業務の中で積極的に省エネや木材利用に取り組み、環境に配慮し、２０５０年カーボンニュートラルの実現に向けて努力している。

また、森林機構の業務は、それ自体が、わが国の地球環境戦略と密接に関わっている。研究開発業務においては、環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発、森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発、多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種を行うことにより、地球環境の保全や脱炭素社会のための基礎となる研究を行っている。水源林造成業務は、水源林の整備を通じて二酸化炭素の吸収を含む森林の公益的機能を確保し、国土保全の重要な役割を担っている。森林保険業務は、気象害等の被害を受けた森林所有者に対し、保険金の支払いを通じて森林経営を支援するもので、森林災害に対するセーフティネットとしての役割を果たしている。

「２０５０年カーボンニュートラル」が基本理念として位置付けられた地球温暖化対策推進法（平成 10 年法律第 117 号）及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」（平成 27 年 12 月 22 日地球温暖化対策推進本部決定）に基づき「地球温暖化対策計画」（令和７年２月 18 日閣議決定）が策定された。

「地球温暖化対策計画」（令和 7 年 2 月 18 日閣議決定）においては、2050 年目標と整合的で野心的な目標として、我が国は、2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向けて挑戦を続けていくこととしている。また、世界全体での 1.5℃目標と整合的で、2050 年ネット・ゼロの実現に向けた直線的な経路にある野心的な目標として、我が国は、2035 年度、2040 年度に、温室効果ガスを 2013 年度からそれぞれ 60%、73%削減することを目指すこととしている。

これを受け、森林機構では「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」（令和７年２月 18 日閣議決定。以下「政府実行計画」という。）を踏まえて、「国立研究開発法人森林研究・整備機構がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」（以下　「機構実施計画」という。）を以下のとおり定める。

なお、国立研究開発法人森林研究・整備機構第６期中長期目標第６の１の（７）及び同中長期計画第５の（６）中の「環境目標及び実施計画」については、機構実施計画をもって充てる。

第一 実施計画の対象となる事務及び事業

対象となる事務及び事業は、原則として、森林機構が行うすべての事務及び事業とする。

第二 実施計画の期間

機構実施計画は、制定日から 2040 年度までの期間を対象とするものとする。

第三 温室効果ガスの総排出量に関する目標

機構実施計画に盛り込まれた措置を着実に実施することにより、2013 年度を基準として、森林機構の事務及び事業に伴い直接的及び間接的に排出される温室効果ガスの総排出量を 2030 年度までに 50%削減、2035 年度までに 65%削減、2040 年度までに 79%削減することを目標とする。この達成に資するため、総エネルギー使用量を 2030 年度までに 17%削減、2035 年度までに 22%削減、2040 年度までに 27%削減する。

第四 措置の内容

１ 再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取組

森林機構が保有する建築物及び土地について、太陽光等再生可能エネルギーの最大限の導入を率先して計画的に実施するため、以下の措置を進める。

(1) 太陽光発電の最大限の導入

森林機構が保有する建築物及び土地における太陽光発電の最大限の導入を図るため、以下の整備方針に基づき進め、2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備が設置され 2040 年度には 100%設置されることを目指す。その際、必要に応じ、PPA モデル[1]の活用も検討する。

[1]PPA モデル：事業者が需要家の屋根や敷地に太陽光発電システムなどを無償で設置・運用して、発電した電気は設置した事業者から需要家が購入し、その使用料を PPA 事業者に支払うビジネスモデル等を想定している。需要家の太陽光発電設備等の設置に要する初期費用がゼロとなる場合もあるなど、需要家の負担軽減の観点でメリットがあるが、当該設備費用は電気使用料により支払うため、設備費用を負担しない訳ではないことに留意が必要。

ア 森林機構が新築する建物等の建築物における整備

森林機構が新築する建物等の建築物について、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

イ 森林機構が保有する既存の建物等の建築物及び土地における整備

森林機構が保有する既存の建物等の建築物及び土地については、その性質上適しない場合を除き[2]、太陽光発電設備の設置可能性について検討を行い、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。

[2]早期の売却を予定している土地、当該土地の用途から太陽光発電設備の設置が明らかに困難な場合など、設置可能性について検討を行うまでもなく設置が困難であることが明らかな場合をいう。

ウ 整備計画の策定

森林機構は、これまでの整備計画の達成状況と今後の建物等の新築及び改修等の予定も踏まえ、原則としてア及びイに基づく太陽光発電の導入に関する整備計画を策定し、計画的な整備を進める。

(2) ペロブスカイト太陽電池の率先導入

今後、社会実装のフェーズに入るペロブスカイト太陽電池は、従来型の太陽電池では設置が困難な耐荷重性の低い屋根や建物の壁面等への導入が可能となることから、社会実装の状況（生産体制、施工方法の確立等）を踏まえ、保有する建築物等への導入を目指す。

(3) 蓄電池・再生可能エネルギー熱の活用

太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。

また、地域や用地を問わず利用可能な地中熱や太陽熱、循環型社会の形成に貢献するバイオマス熱、積雪地域に無尽蔵に存在する雪氷熱等の再生可能エネルギー熱を使用する冷暖房設備や給湯設備等を可能な限り幅広く導入する。

2 建築物の建築、管理等に当たっての取組

官公庁施設の建設等に関する法律（昭和 26 年法律第 181 号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準（平成 6 年 12 月 15 日建設省告示第 2379 号）、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全に関する基準（平成 17 年 5 月 27 日国土交通省告示第 551 号）、脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律（平成 22 年法律第 36 号）、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 119 号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号。以下「建築物省エネ法」という）等の適切な実施を踏まえつつ、以下の措置を進める。

(1) 建築物における省エネルギー対策の徹底

ア 建築物を建築する際には、省エネルギー対策を徹底し、温室効果ガスの排出の削減等に配慮したものとして整備する。

イ 低コスト化のための技術開発や未評価技術の評価方法の確立等の動向を踏まえつつ、今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented 相当[3]以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEBReady 相当となることを目指す。[4]また、2030 年度以降については、建築物の特性や技術開発状況等を踏まえつつ、更に高い省エネルギー性能を目指す。

[3]ZEB Oriented 相当：建築物の規模の大小によらず、再生可能エネルギーを除いた一次エネルギー消費量について、用途に応じそれぞれ次の値を満たすものとする。

・ホテル、病院、百貨店、飲食店、集会所等：現行の省エネ基準値から 30%削減（BEI=0.7）

・事務所、学校、工場等：現行の省エネ基準値から 40%削減（BEI=0.6）

[4]ZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）：50%以上の省エネルギーを図ったうえで、再生可能エネルギー等の導入により、エネルギー消費量を更に削減した建築物について、その削減量に応じて、①『ZEB』（100%以上削減）、②Nearly ZEB（75%以上 100%未満削減）、③ZEB Ready（再生可能エネルギー導入なし）と定義しており、また、30～40%以上の省エネルギーを図り、かつ、省エネルギー効果が期待されているものの、建築物省エネ法に基づく省エネルギー計算プログラムにおいて現時点で評価されていない技術を導入している建築物のうち 1 万㎡以上のものを④ZEB Oriented と定義している。

ウ 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入などにより、建築物の断熱性能の向上に努める。また、増改築のみならず、大規模改修時においても、建築物省エネ法に適合するよう、省エネルギー性能向上のための措置を講ずる。

エ 建物に高効率空調機を可能な限り幅広く導入するなど、温室効果ガスの排出の少ない設備の導入を図る。

オ 業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器について、性能の低下などの異常の認められる段階に至る前に冷媒の漏えいを発見することによって、余分な電力消費や温室効果ガス排出を削減する常時監視システ

ムの率先的な導入に務める。

カ 気象状況等を考慮し、空調の設定温度にこだわることなく、建物内における適切な室温管理[5]を図る。また、使用していないエリアの空調停止や送風機による空気循環、服装の工夫（クールビズ、ウォームビズ）など、省エネルギー行動も併せて実施する。

[5]人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）（昭和 48 年人事院規則 10-4）及び事務所衛生基準規則（昭和 47 年労働省令第 43 号）において、執務室の気温等に関する基準が示されていることに留意が注意。

キ 建築物の規模・用途等を踏まえ、省エネルギーに資する燃料電池やコージェネレーションを積極的に導入する。

ク 温室効果ガスの更なる削減に向けて、燃料使用量削減に資する省エネルギー等の取組を進めるとともに、建物内における燃料を使用する設備について、脱炭素化された電力による電化や、カーボンニュートラルな燃料へ転換すること等の取組を進める。

ケ 設備におけるエネルギー損失の低減を促進する。

コ 森林機構において、大規模な建物から順次、その建物等施設の省エネルギー診断を実施する。診断結果に基づき、エネルギー消費機器や熱源の運用改善を行う。さらに、施設・機器等の更新時期も踏まえ高効率な機器等を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を計画、実施する。その際、ESCO[6]の活用を検討する。

[6]事業者が、省エネルギーを目的として、庁舎の供用に伴う電気、燃料等に係る費用について当該庁舎の構造、設備等の改修に係る設計、施工、維持保全等に要する費用の額以上の額の削減を保証して、当該設計等を包括的に行う事業。

サ エネルギー管理の徹底を図るため、大規模な建物を中心に、中央監視装置等を活用すること等によりエネルギー消費の見える化及び最適化を図り、節電の意識向上を図る。

(2) 建築物の建築等に当たっての環境配慮の実施

ア 建築物の運用時に加え、以下の取組を始め、建築物の資材製造から解体（廃棄段階を含む。）に至るまでのライフサイクル全体を通じた温室効果ガスの排出の削減に努める。

（ア）温室効果ガスの排出削減等に資する建築資材等を選択する。

（イ）建築資材や建設廃棄物等について、温室効果ガスの排出削減等に資する方法での輸送に努める。

（ウ）温室効果ガスの排出の少ない施工の実施を図る。

（エ）ＨＦＣを使用しない断熱材の利用を促進する。

（オ）業務用エアコンの冷媒に用いられているＨＦＣについて、機器使用時の冷媒の漏えいを監視するとともに、機器廃棄時にＨＦＣを適切に回収する。

（カ）建設廃棄物の抑制を図る。

（キ）脱炭素社会の実現に資する等のための建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づき建物等における木材の利用に努め、併せて木材製品の利用促進、木質バイオマスを燃料とする暖房器具等の導入に努める。また、木材や木材製品等の利用による木材使用量を把握するとともに、それに伴う炭素貯蔵量を算定すること等により、木材利用の効果を明らかにする。

イ 雨水利用・排水再利用設備の活用、漏水検査の実施及び水量調節弁の調節等により、水の有効利用を図る。(上水使用量を 2030 年度までに 2013 年度比 17%削減することを目標とする。)

ウ 脱炭素社会の実現に資する等のための「建築物等における木材の利用の促進に関する基本方針」（令和３年 10 月１日木材利用促進本部決定）に基づき、公共建築物について、計画時点において、コストや技術の面で木造化が困難であるものを除き、原則として全て木造化を図り、また、高層・低層に関わらず、国民の目に触れる機会が多いと考えられる部分を中心に、内装等の木質化を図ることが適切と判断される部分について、内装等の木質化を推進する。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律の基本方針に基づき、合法伐採木材等の流

通及び利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 48 号）に則して合法性が確認された木材又は間伐材（以下「合法木材等」という。）での木造化及び内装等の木質化に取り組む。

さらに、公共土木工事の実施に当たっては、合法木材等を利用した工事を積極的に推進する。

これらの取組は、「農林水産省木材利用推進計画」（平成 22 年 12 月策定、令和４年４月最終改定）に基づき、森林機構が率先して推進する。

エ 敷地内の緑化や保水性舗装を整備し、適切な散水に努める。

(3) 新しい技術の率先的導入など 2050 年ネット・ゼロを見据えた取組

民間での導入実績が必ずしも多くない新たな技術を用いた設備等であっても、高いエネルギー効率や優れた温室効果ガス排出削減効果等を確認できる技術を用いた設備等については、率先的導入に努めるなど、脱炭素化に向けた取組について具体的に検討し、計画的に取り組む。

３ 財やサービスの購入・使用に当たっての取組

財やサービスの購入に当たっては、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）及び国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）に基づく環境物品等の調達等を適切に実施し、利用可能な場合には、共同調達の実施や、シェアリング・サブスクリプションなどのサービスの活用も検討しつつ、また、その使用に当たっても、温室効果ガスの排出の削減等に配慮し、以下の措置を進める。

なお、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律に掲げる特定調達物品の調達率 100%を目標とする。

(1) 電動車の導入

森林機構の事業用車については、代替可能な電動車[7]がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する事業用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。現時点では代替可能な電動車がない場合であっても、対象期間内に新たな技術が実装され、代替可能となった場合には電動車とする。なお、車種の検討に当たっては、現場における安全等の観点も十分に吟味する。

また、事業用車等の効率的利用等を図るとともに、事業用車の使用実態等を精査し、台数の削減を図る。

[7]電動車：電気自動車、燃料電池自動車、プラグインハイブリッド自動車、ハイブリッド自動車。

(2) LED 照明の導入

既存設備を含めた森林機構全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。また、原則として調光システムを併せて導入し、適切に照度調整を行うとともに、必要な照明のみ点灯すること等によりエネルギー使用量の抑制を図る。

(3) 再生可能エネルギー電力調達の推進

ア 2030 年度までに森林機構で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。なお、この目標（60%）を超える電力についても、更なる削減を目指し、排出係数が可能な限り低い電力の調達を行うことを推奨する。

イ 2030 年度以降について、再生可能エネルギー電力を 60%以上調達した上で、2040 年度においては、調達する電力の 80%以上を脱炭素電源由来の電力とするものとし、目標達成に向け、調達する電力の排出係数の低減に継続的に取り組む。

(4) 省エネルギー型機器の導入等

ア エネルギー消費の多いパソコン、コピー機等の OA 機器及び、電気冷蔵庫等の家電製品等の機器を省エネルギー型のものに計画的に切り替える。

イ 機器の省エネルギーモード設定の適用等により、待機電力の削減を含めて使用面での改善を図る。

(5) GX 製品[8]の率先調達

GX 製品が従来製品に比べて市場で高く評価され、市場で選ばれる環境整備が必要であることから、電動車の導入を始めとして、森林機構の事務及び事業における率先調達に取り組む。

[8]ここでは、企業の脱炭素投資によって生み出された製品単位の温室効果ガス排出削減量（自社内の排出量を削減した製品単位の排出削減量（削減実績量）や、自社の製品・サービスを通じて原材料調達から製造、使用、廃棄、リサイクルに至るまでのライフサイクル全体で排出削減された製品単位の排出削減量（削減貢献量））のより大きいもの、ライフサイクル全体を通しての温室効果ガス排出量（カーボンフットプリント）のより小さいものについての価値に着目し、これらを総称することとする。

(6) その他

ア 自動車利用の抑制等

（ア）ウェブ会議システムの活用やテレワークによる対応も含め、職員及び来所者の自動車利用の抑制・効率化に努める。

（イ）通勤時や業務時の移動に、鉄道、バス等公共交通機関の利用を推進する。

イ 節水機器等の導入等

水多消費型の機器の買換えに当たっては、節水型等の温室効果ガスの排出の少ない機器等を可能な限り選択することとし、更新に当たって計画的に実施する。

ウ リデュースの取組やリユース・リサイクル製品の率先調達

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択・使用を図るべく、物品の調達に当たっては、ワンウェイ（使い捨て）製品の調達を抑制し、リユース可能な製品およびリサイクル材や再生可能資源を用いた製品を積極的に調達する。特にプラスチック製の物品の調達に当たっては、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和 3 年法律第 60 号）に則り、プラスチック使用製品設計指針に適合した認定プラスチック使用製品を調達する。

エ 用紙類の使用量の削減

用紙類の使用量を削減するため、ペーパーレス化を推進し、会議等資料の電子媒体での提供、業務における資料の簡素化等を行うとともに、両面印刷・コピー、2 アップ印刷や裏紙利用等を行い、コピー用紙を 2030 年度までに 2013 年度比 17%以上の削減目標とする。

オ 再生紙の使用等

コピー用紙類や、トイレットペーパー等の紙類は、間伐材パルプ及び古紙パルプ配合率がより高いものを調達する。

また、その他の紙類等（印刷物）については、合法木材等や再生紙を使用した紙又は森林認証材パルプ配合率及び間伐材等パルプ配合率のより高い紙の使用を進める。

カ 合法木材等、再生品等の活用

合法木材等や再生材料等から作られた物品など、温室効果ガスの排出の削減等に寄与する製品や原材料の選択、使用を計画的に実施する。

特に、合法木材等については、「農林水産省木材利用推進計画」に基づき、森林機構が率先して利用拡大に取り組む。

（ア）合法木材等を使用した紙製品の使用を進める。
（イ）紙製ファイル、鉛筆、ブックスタンド、ペンスタンド、絵筆、カードケース、額縁、ごみ箱及び名札（机上用、衣服取付型、首下型）については、合法木材等を使用した製品をそれぞれ優先的に選択する。
（ウ）事務机及び会議机については、合法木材等を使用した製品を優先的に選択する。
（エ）建物内の食堂等において割り箸を使用する際は、合法木材等を使用した製品の利用を呼びかける。

キ エネルギーを多く消費する自動販売機の設置等の見直し

建物内の自動販売機の省エネルギー化を行い、オゾン層破壊物質及び HFC を使用しない機器並びに調光機能、ヒートポンプ、ゾーンクーリング等の機能を有する省エネルギー型機器への変更を促す。

ク フロン類の排出の抑制

（ア）業務用ヒートポンプ給湯器、路面の融雪設備などについて、自然冷媒などの低 GWP 冷媒を使用する製品を率先して導入する。
（イ）施工不良を原因とする冷媒漏えいを確実に防止するため、冷媒に HFC を使用する業務用冷蔵冷凍機器・業務用エアコンの設置時には、冷媒配管について気密試験を実施する。
（ウ）業務用エアコン・業務用冷蔵冷凍機器の管理に当たっては、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）に基づいて、機器の点検や点検記録等の保存を行う。同法に基づいて 1 年間の使用時漏えい量を算定した上で、1000t（CO_2 換算）を超えてしまった場合には農林水産大臣に報告をする。
（エ）点検記録等の保存に当たっては、冷媒管理システム（RaMS）を活用するなど、電子化に取り組むよう努める。
（オ）冷媒に HFC を使用する業務用エアコン・業務用冷媒冷凍機器の廃棄時には、機器の撤去を委託した外部業者と調整して機器内の冷媒回収に必要な作業環境・作業時間を十分に確保の上、同法の基準にのっとって冷媒回収を徹底する。
（カ）建物等において、家庭用エアコンとして製造・販売されている製品を使用・廃棄する場合には、当該製品が特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）の適用対象となることを踏まえて、同法にのっとった適切な回収が確実になされるように処理する。具体的には、買換え後の新しい製品を購入する小売業者などに廃棄する古い製品の引取りを依頼して、特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写しの交付を受ける。

ケ 電気機械器具からの六ふっ化硫黄（SF_6）の回収・破壊等

廃棄される電気機械器具に封入されていた SF_6 について、回収・破壊等を行うよう努める。

コ CO_2 吸収型コンクリートの活用

CO_2 吸収型コンクリートについて、率先調達に努める。

４ その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮

(1) 廃棄物の３Ｒ＋Renewable

ア 建物等から排出される廃棄物及び廃棄物中の可燃ごみについては、第五次循環型社会形成推進基本計画（令和 6 年 8 月 2 日閣議決定）、廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針（令和 5 年環境省告示第 49 号）等に則り 3R（発生抑制（Reduce）、再使用（Reuse）、再生利用（Recycle））＋Renewable(バイオマス化・再生材利用等)の徹底を図り、サーキュラーエコノミー（循環経済）を総合的に推進する。

これらにより、廃棄物を 2030 年度までに 2013 年度比 17%以上削減することを目標とする。

イ 建物等から排出されるプラスチックごみについては、「プラスチック資源循環戦略」（令和元年５月 31 日）に掲げるマイルストーンの実現に向けて、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に則り、排出の抑制及びリサイクルを実施する。

ウ 特に、会議運営の庶務を外部業者に委託する場合には、「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（令和７年１月 28 日閣議決定）に則り、飲料提供にワンウェイのプラスチック製の製品及び容器包装を使用しない。

エ 食品ロスの削減に向け、食品ロス削減に関する職員への啓発や災害用備蓄食料のフードバンク等への寄附等の取組を行う。

オ 事業所内支障木・剪定枝の資源利用、ゴミ分別の徹底、文具等購入時における再利用、分別しやすい製品の選定を行う。

(2) 森林の整備・保全の推進

水源林等において、適切な森林の整備や管理・保全等を実施し、中長期的な森林吸収量の確保を図る。

(3) 森林機構主催等のイベントの実施に伴う温室効果ガスの排出等の削減

森林機構が主催するイベントの実施に当たっては、省エネルギーなど温室効果ガスの排出削減や、廃棄物の分別、減量化などに努めるとともに、リユース製品やリサイクル製品を積極的に活用する。また、森林機構が後援等をするイベントについても、これらの取組が行われるよう促す。

(4) 森林機構の事務・事業における Scope3 排出量[9]への配慮

森林機構の事務及び事業において、Scope3 排出量へ配慮した取組を進めるとともに、その排出量の削減に努める。

[9]直接排出量（Scope１）、エネルギー起源間接排出量（Scope２）以外の組織のサプライチェーンにおける事業活動 に関する間接的な温室効果ガス排出量。

５ ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等

(1) ワークライフバランスの確保

計画的な定時退所の実施による超過勤務の縮減、休暇の取得促進、テレワークの推進、ウェブ会議システムの活用等、温室効果ガスの排出削減にもつながる効率的な勤務体制の推進に努める。

(2) 職員に対する地球温暖化対策に関する研修の機会の提供、情報提供

職員の地球温暖化対策に関する意識の啓発を図るため、地球温暖化対策に関する研修、講演会等の積極的な実施を図る。

(3)「デコ活」（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）[10]を通じた職員に対する脱炭素型ライフスタイルの奨励

職員に、太陽光発電や電動車の導入を始めとするデコ活アクションの実践など、脱炭素型ライフスタイルへの転換に寄与する取組を促す。

[10]２０５０年カーボンニュートラルの実現に向け、国民の行動変容、ライフスタイル転 換を後押しするための国民運動。

６ 実施計画の実施状況の点検

機構実施計画については、その実施状況を毎年度、環境委員会等において確認するとともに、環境報告書等を通じて公表する。

5.1.3 環境マネジメント体制

森林研究・整備機構では、環境への負荷の軽減、良好な環境の創出、その他の環境の保全に関する自主的な活動を推進するために、環境委員会を設置しています。

また、環境に関する所内の各種委員会を環境関連委員会として位置づけ、各々の委員会で環境目標及び具体的対応策を検討しています。

環境委員会では、環境関連委員会からの報告を基に、環境負荷を低減する具体的な環境目標や実施計画等を設定し（PLAN）、実行し（DO）、達成度を点検・評価し（CHECK）、システムの見直しを図る（ACTION）こととしています。この PDCA サイクルを回すことによって、継続的な改善活動を行い、良好な環境活動の推進に取り組んでいます。

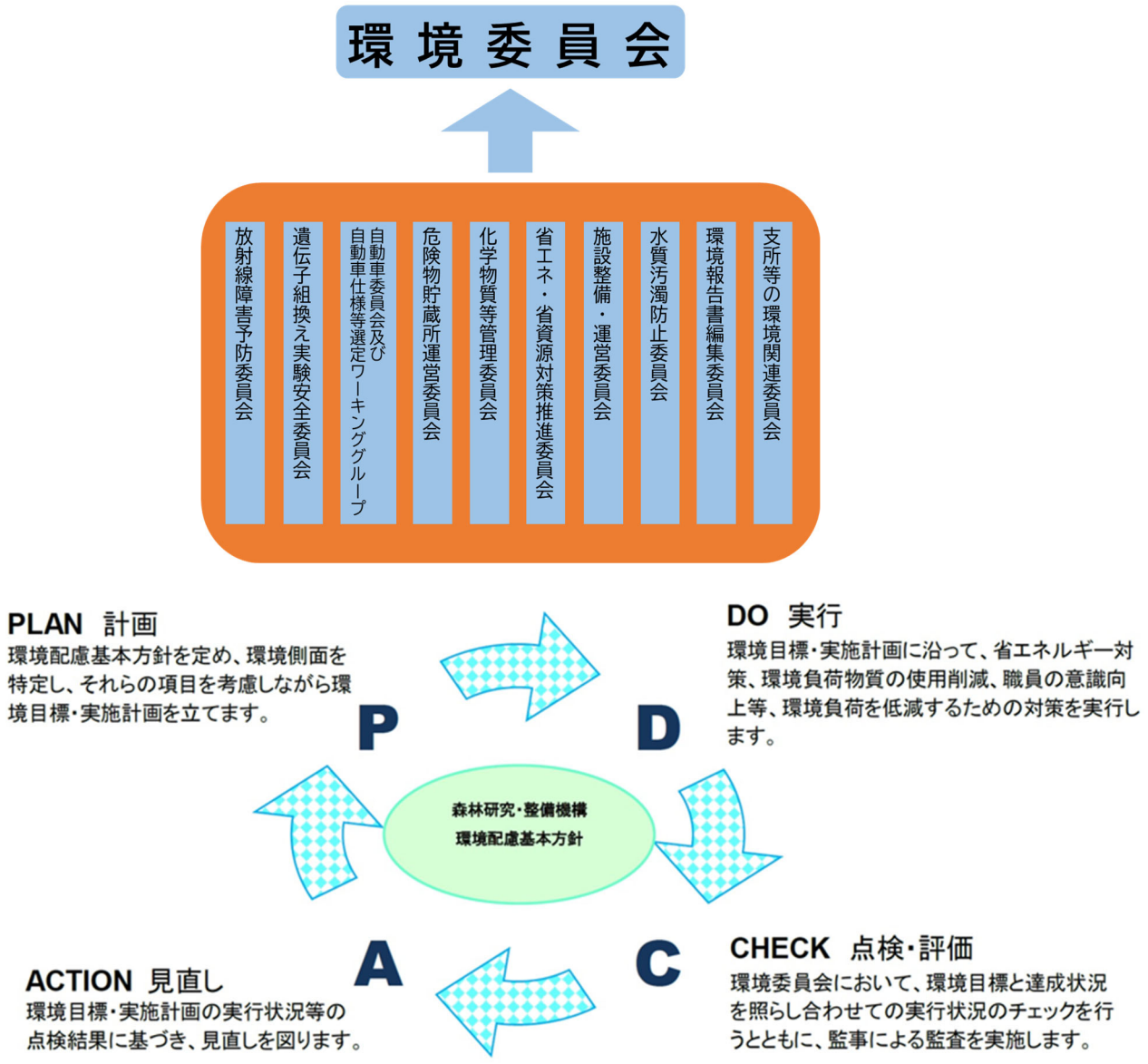


図 5-1　環境関連委員会（上）及び PDCA サイクル（下）

5.1.4 リスク管理体制

重要な環境課題の影響をできるだけ排除するために、リスクを芽の段階で早期に対応し、重要な環境課題に至ることを阻止するか、又はリスクを回避できなくても、その将来的な影響を軽減することが重要です。

当機構では、2025（令和 7）年度リスク管理計画の重点リスク項目のひとつに「環境対策・安全管理の推進」を掲げました。これに沿って、研究活動に伴う環境への影響に十分配慮し、環境負荷を低減するため、化学物質や生物材料の適正管理、エネルギーの有効利用、リサイクルの促進等を阻害するリスクを洗い出し、これらのリスクの発生防止やリスクが発生した場合に生ずる損失の最小化に取り組みました。

これらの取組結果は毎年度検証し、翌年度の取組の改善に役立てています。

リスク管理につきましては、令和７年度事業報告書「８．事業運営上の課題・リスク及び対応策」を参照ください。

5.2 トピックス

環境負荷低減のためにできることは多種多様ですが、地道な取組を継続して行うことはとても大切です。このトピックスでは、森林研究・整備機構の中で 2025（令和 7）年度に行った取組を紹介します。

5.2.1 電気の省エネ対策

2025（令和 7）年度は 2024（令和 6）年度と同様に原油価格の高騰による電気料金の大幅な増加が見込まれました。その対策の検討を行い、ボイラ温度及びポンプ流量の見直し、ガスエンジン発電機稼働による電気使用量のピークカット対応、年式の古い機器等の省エネルギー型機器への更新、各階設置の冷蔵庫使用台数の削減、昼休み中の執務室の全面消灯（写真 5-1）、イントラネット※を利用した 1 週間毎の電気使用量（料）の見える化（図 5-2）などを実施することにより、職員への省エネ対策および節電の意識付けを行いました。

※企業などの組織内だけで構築された限定的な範囲で利用するネットワーク環境です。



写真 5-1　昼休み中の全面消灯

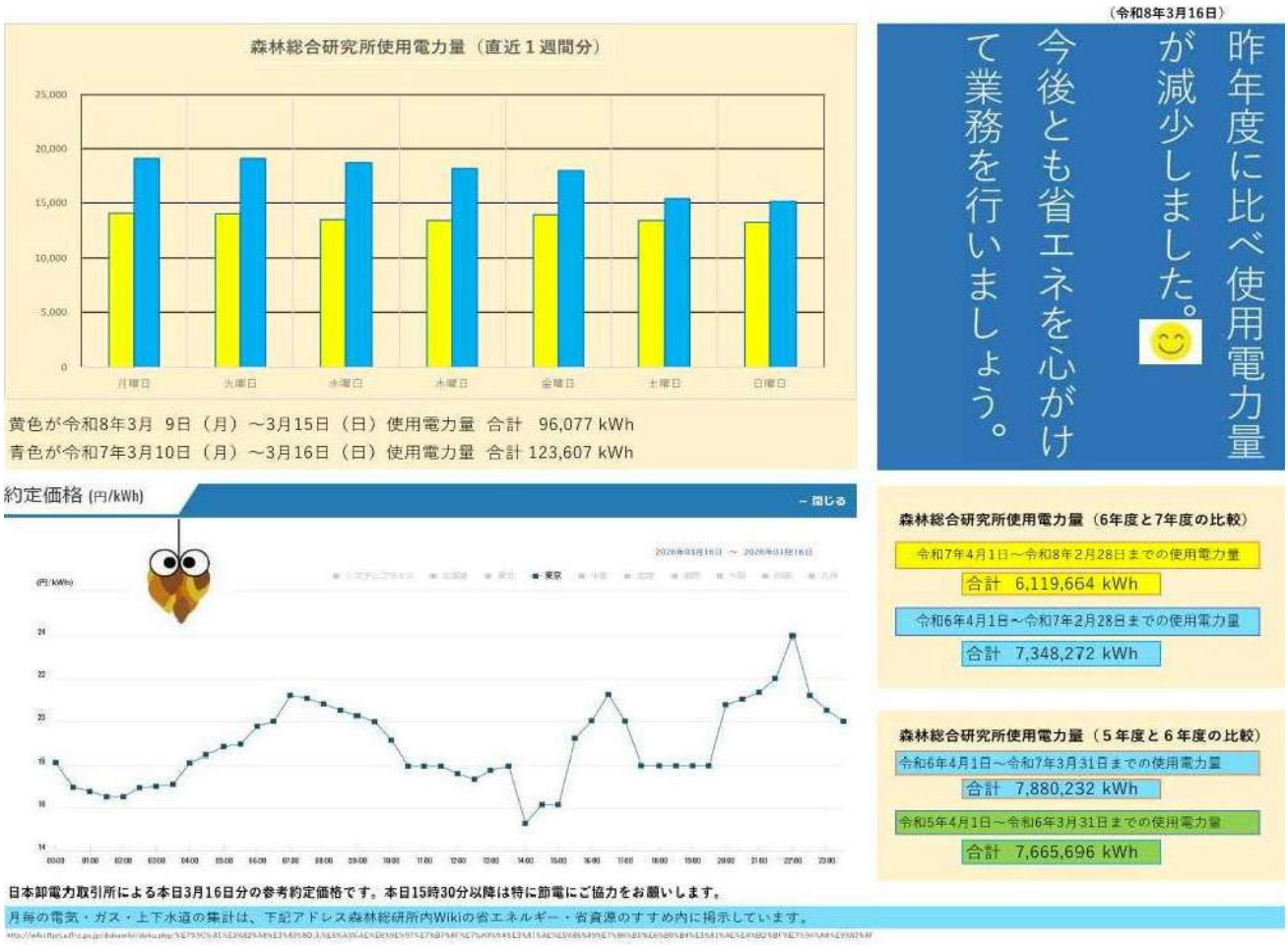


図 5-2 イントラネットを利用した一週間の電気使用量（料）の見える化（森林総合研究所（つくば）の事例）

上左図は 2026（令和 8）年 3 月 9 日～15 日の一週間の使用電力量を前年度と比較したグラフを確認することで節電の意識付けをしています。

下左図は 2026（令和 8）年 3 月 16 日の日本卸電力取引所による参考約定価格を載せて節電の意識付けをしています。

5.3 環境保全の実績

5.3.1 環境負荷の全体像

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業に係る研究開発や林木育種、水源林造成、森林保険が主な業務であり、調査・研究・技術開発によって森林・林業・木材産業に新たな価値を生み出し、社会の発展に貢献しています。

しかしながら、これらの業務を進める上でも、多くのエネルギーや資源を投入し、環境負荷の原因となる物質が排出されます。

このため、環境負荷の実態を正確に把握し、環境への負荷の軽減と良好な環境の創造への貢献に向け、たゆまぬ努力を続けていきます。

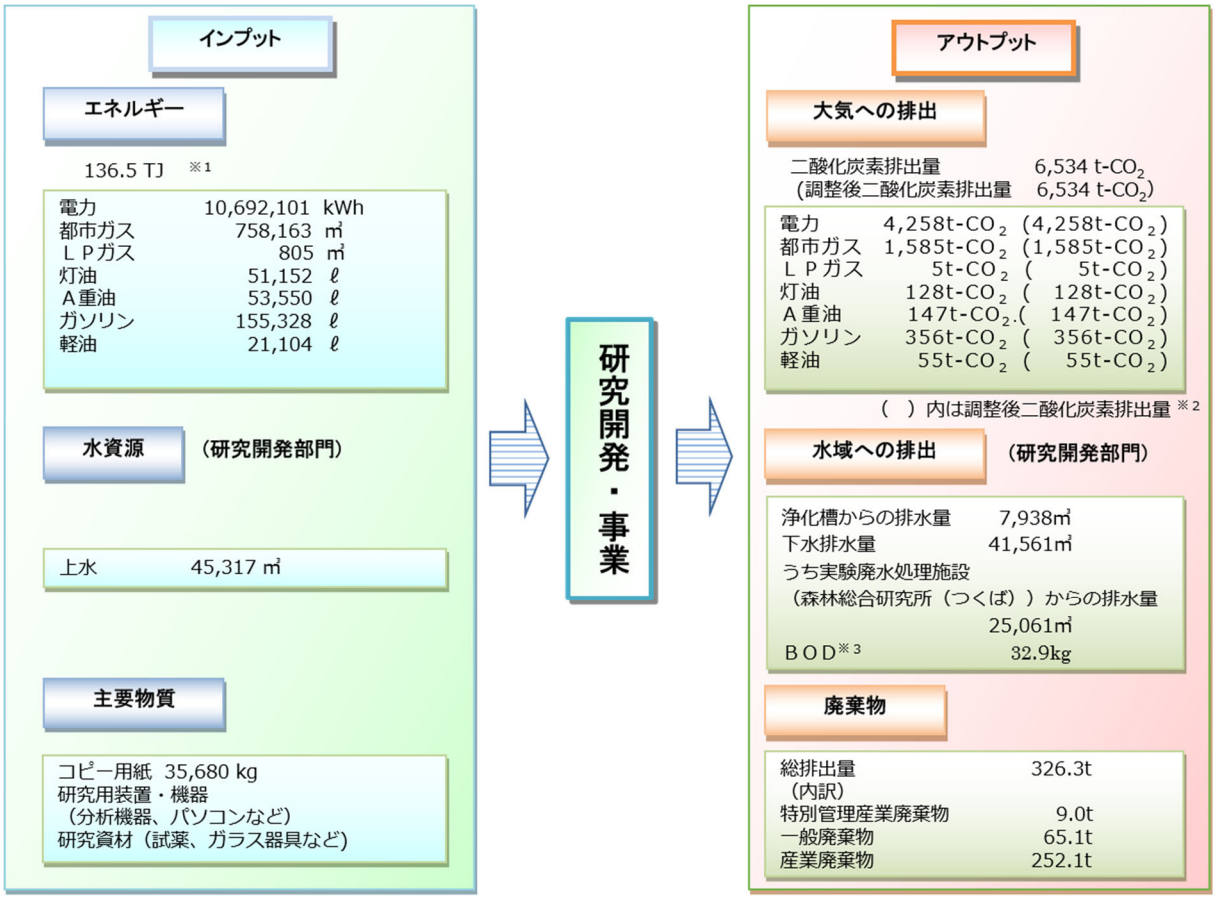


図 5-3　2025 年度の物質収支（インプット、アウトプット）

※1：J（ジュール）はエネルギー量の単位で、1 J は 0.239 cal（カロリー）、1TJ（テラジュール）は 1 兆 J です。

※2： 調整後二酸化炭素排出量は、より正確な CO2 排出量を出すために用いる、特定の条件や状況に基づいて算出された温室効果ガスの排出量を示す指標です。2025（令和 7）年度森林機構と契約する電力会社全てで基礎排出係数と調整後排出係数に違いが無かったため同値となっています。

※3 :BOD（生物化学的酸素要求量）は、実験廃水処理施設（つくばのみ設置）からの排水量に、排水時の BOD 実測濃度の年間平均値を乗じて算出しました。

5.3.2 地球温暖化の防止

森林研究・整備機構のエネルギーの 7 割を使用している森林総合研究所（つくば）は、エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づく「事業者クラス分け評価制度」※において、省エネ優良事業者として、2015（平成 27）年度より引き続き S クラスの評価を受けました。

※「事業者クラス分け評価制度」とは、資源エネルギー庁が毎年度、省エネ法の工場等に係る措置の定期報告を提出する全ての事業者をS・A・B・Cの４段階へクラス分けし、省エネの取組が停滞しているＢクラス以下の事業者に対して指導等の措置を行うものです。

（１）省エネルギー対策

エネルギー使用量を削減し、地球温暖化防止に努めるため、森林総合研究所（つくば）に省エネ・省資源対策推進委員会を設置しています。

また、その他の事業所においても、それぞれに省エネルギーに関する具体的な対応策を検討し、各種の省エネルギー対策に取り組んでいます。これらの省エネルギー対策の実施結果と次年度の目標を環境委員会に報告し、活動状況の点検を実施するなど、更なる省エネルギー対策の検討を行っています。

今後も各種省エネルギー対策の実施や施設・設備の改修及び運用改善などを行うとともに、職員の省エネルギー意識の高揚に努めるなどにより、省エネルギー対策を推進していきます。

（２）エネルギー使用量

2025（令和 7）年度におけるエネルギー使用数量について、事業所ごとの使用割合としてまとめて示しました（図 5-4）。項目別エネルギー使用量は、冷暖房・照明管理の徹底を始めとした節電の励行などの省エネルギー対策の推進により、前年度と比較して電力は 10.1%減、都市ガスは 5.8%減、LP ガスは 4.6%減、灯油は 11.3%増、A 重油は 2.8%増、ガソリンは 4.6%減、軽油は 3.5%減となり、機構全体の総エネルギー使用量は、前年度比 8.4%（12.5 テラジュール）の削減となり（表 5-1、図 5-4）、2013（平成 25）年度比では 40.6%（93.4 テラジュール）の削減となりました（図 5-5）。

今後も引き続き、室内温度管理の徹底により冷房運転時間及び暖房運転時間を短縮するなど、日常的な省エネルギーの取組に努めるほか、空調機器等の改修による省エネルギー化を計画的に実施するなどにより、エネルギー使用量の削減に努めていきます。

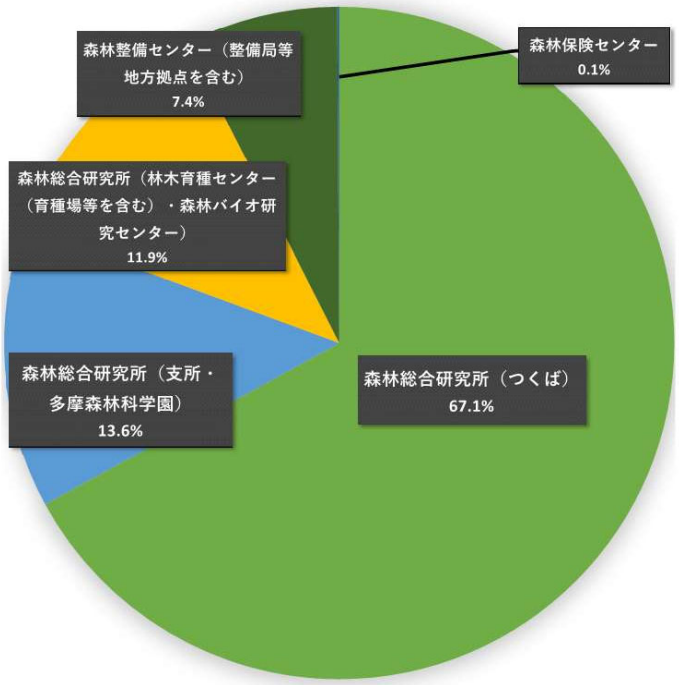


図 5-4　2025 年度の事業所ごとのエネルギー使用数量割合

表 5-1 項目別エネルギー使用量の年度別実績

項 目	単位	2013 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度	2025 年度/2024 年度	増　減
電 力	kWh	16,028,132	13,661,788	12,934,715	11,853,698	11,891,075	10,692,101	89.92%	△10.1%
都 市 ガ ス	㎥	1,258,548	975,169	849,418	879,940	804,904	758,163	94.19%	△5.8%
Ｌ Ｐ ガ ス	㎥	1,345	911	889	1,095	844	805	95.38%	△4.6%
灯 油	ℓ	48,672	58,462	49,355	50,201	45,972	51,152	111.27%	11.3%
A 重油	ℓ	126,000	70,500	58,400	56,400	52,100	53,550	102.78%	2.8%
ガ ソ リ ン	ℓ	250,250	179,931	177,424	166,767	162,768	155,328	95.43%	△4.6%
軽 油	ℓ	8,575	18,118	17,874	20,169	21,871	21,104	96.49%	△3.5%

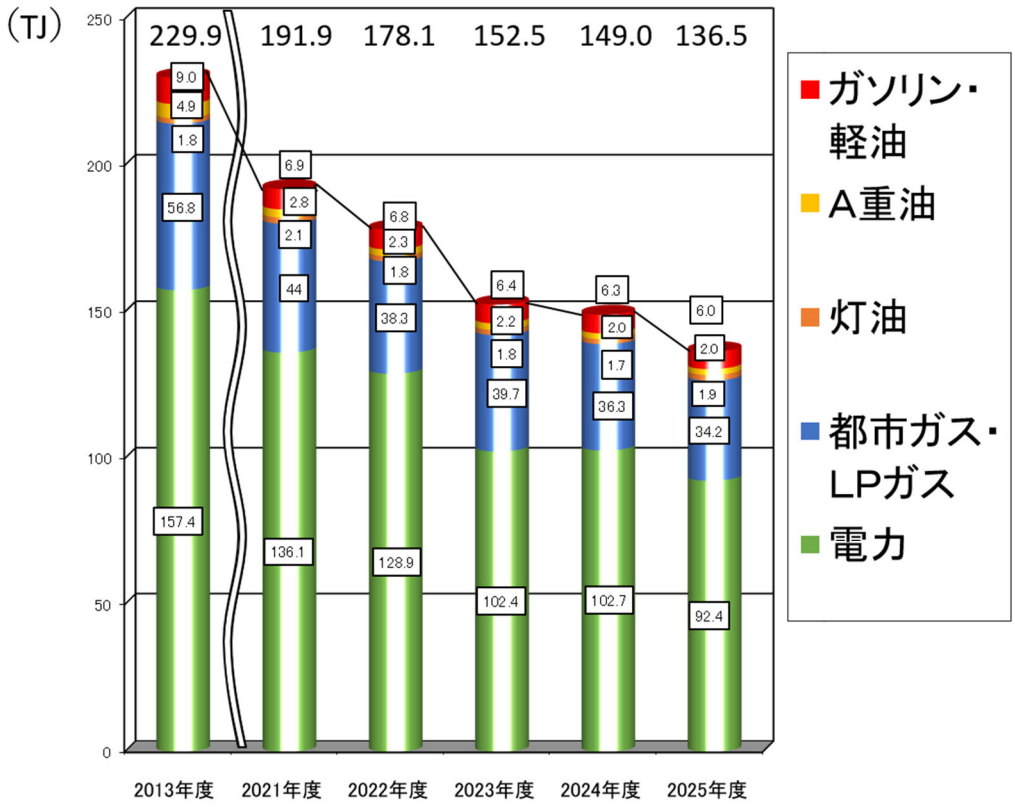


図 5-5　総エネルギー使用量

（3）2025（令和 7）年度に行った主な省エネルギー対策

- 夏季及び冬季の空調、照明、研究施設等の節電対策を継続
- イントラネットを利用した一週間毎の電気使用量の見える化
- 吸収式冷凍機の運転条件見直しによる節電を継続
- 高温水ボイラーの設定温度調整によるガス使用量の削減
- 送風機・ポンプの周波数変更による節電を継続
- 照明の照度変更による節電を継続

（4）温室効果ガス排出量

2025（令和 7）年度の CO_2 排出量は、前年度比実排出量が 14.8%（1,133 トン）削減となりました。2013（平成 25）年度比実排出量は 43.3%（4,990 トン）の削減となり、調整後排出量※は 41.8%（4,686 トン）の削減となりました（図 5-6）。

冷暖房・照明管理の徹底、省エネ機器・低公害車の導入並びに夏季及び冬季の節電対策等の環境負荷軽減対策に取り組み、更なる CO_2 排出量削減率の向上に努めていきます。

※「調整後排出量」は、電力に係る CO_2 排出量について、地球温暖化対策推進法(温対法)に基づき、京都議定書のクレジット等を実際の排出量から控除して算出した排出係数(調整後排出係数)を用いて算出しています。

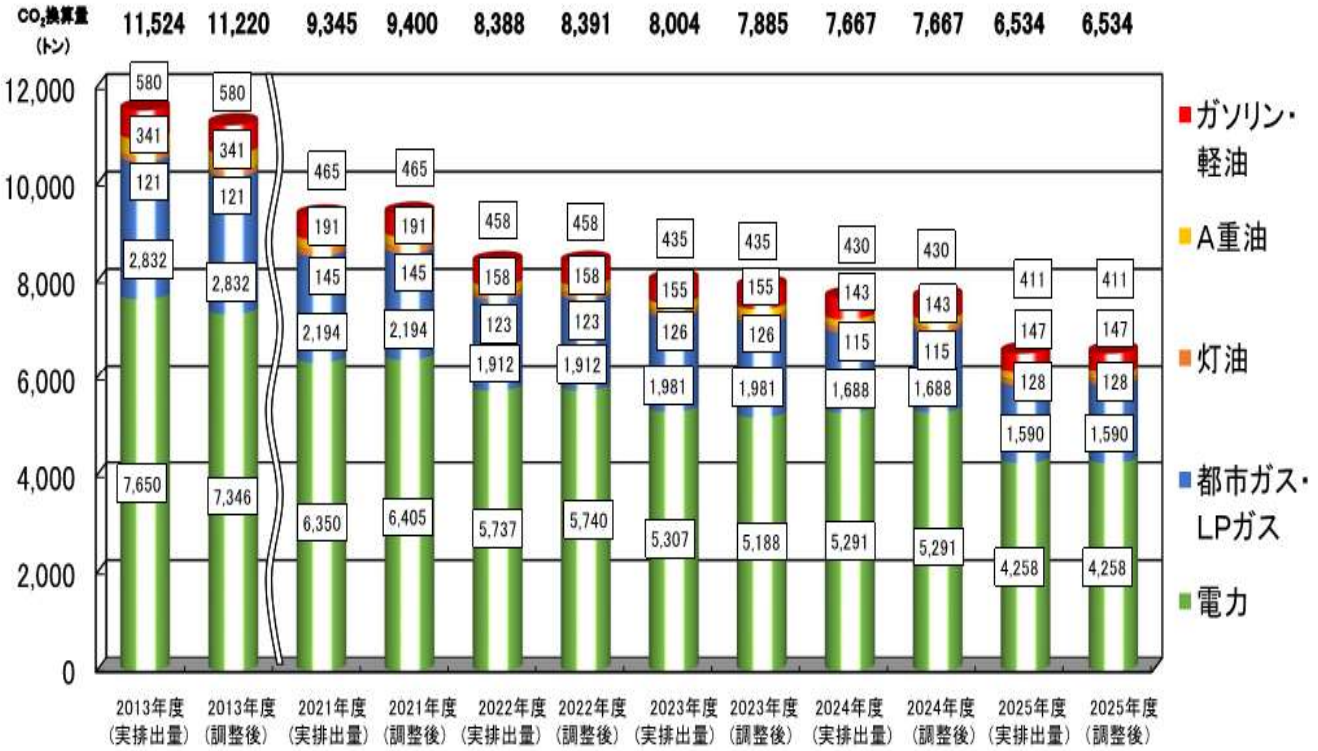


図 5-6　エネルギー消費の二酸化炭素換算量の年度別推移

5.3.3 省資源

（１）水資源使用量・排水量

2025（令和 7）年度の研究開発部門における上水使用量及び下水排出量は、前年度比で上水が 36.6%（26,171m^3）の削減、下水が 23.0%（12,384m^3）の削減となりました（図 5-7,図 5-8）。

2013（平成 25）年度比では上水が 64.6%（82,866m^3）の削減、下水が 71.1%(102,505 m^3)の削減となりました（図 5-7,図 5-8）。

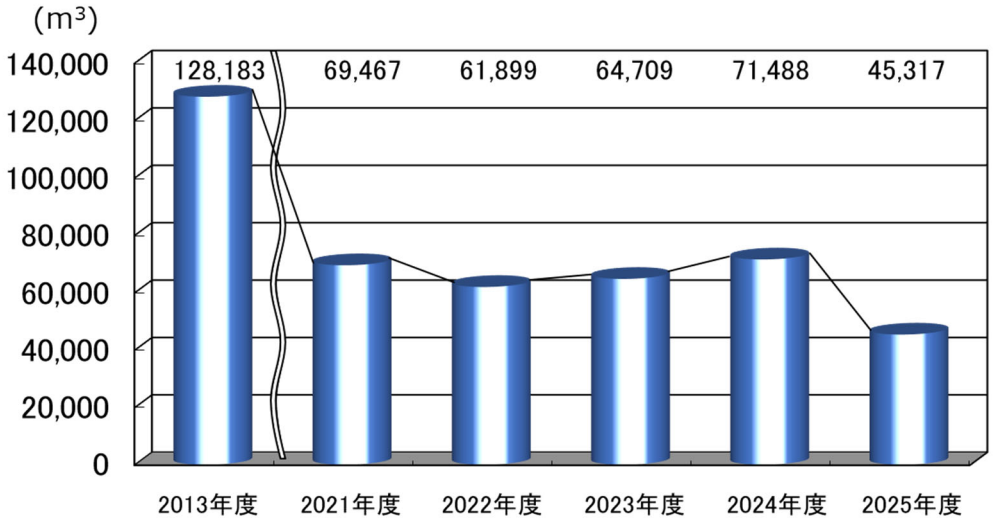


図 5-7　上水使用量の年度別推移（研究開発部門）

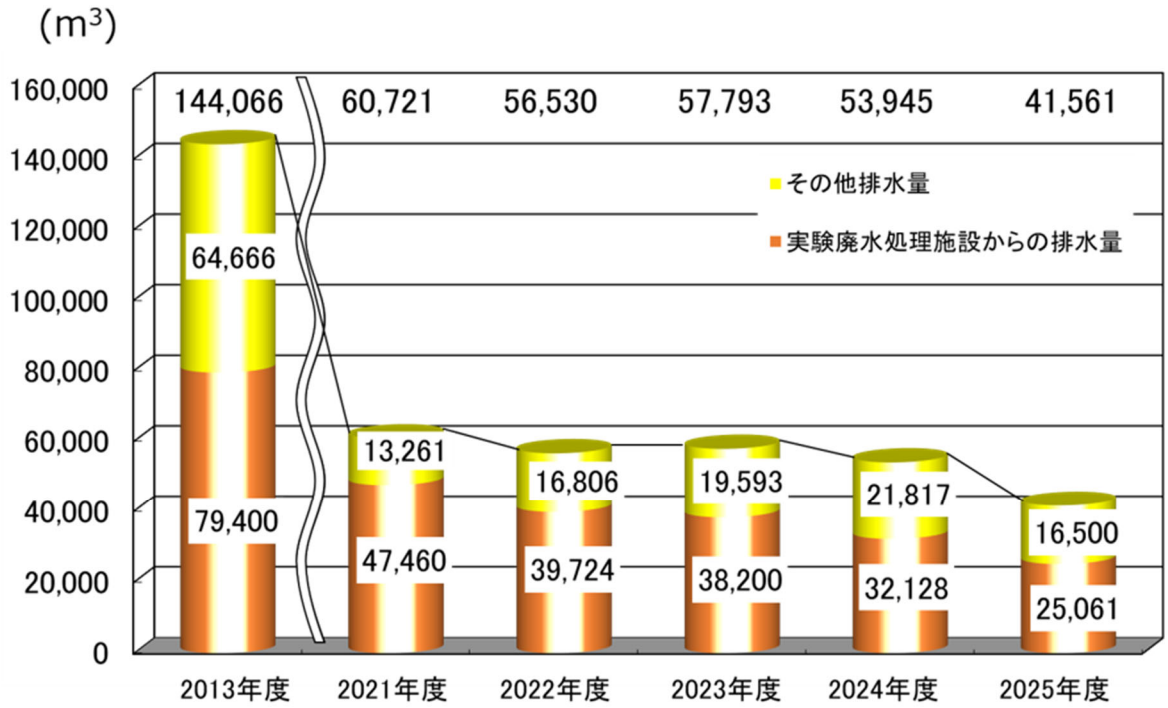


図５-8　下水排水量の年度別推移（研究開発部門）

（２）コピー用紙使用量

2025（令和 7）年度のコピー用紙使用量（購入量）は、前年度比 7.7%（2,975kg）の削減となり、2013（平成 25）年度比 30%（15,325kg）の削減（図 5-9）となりました。

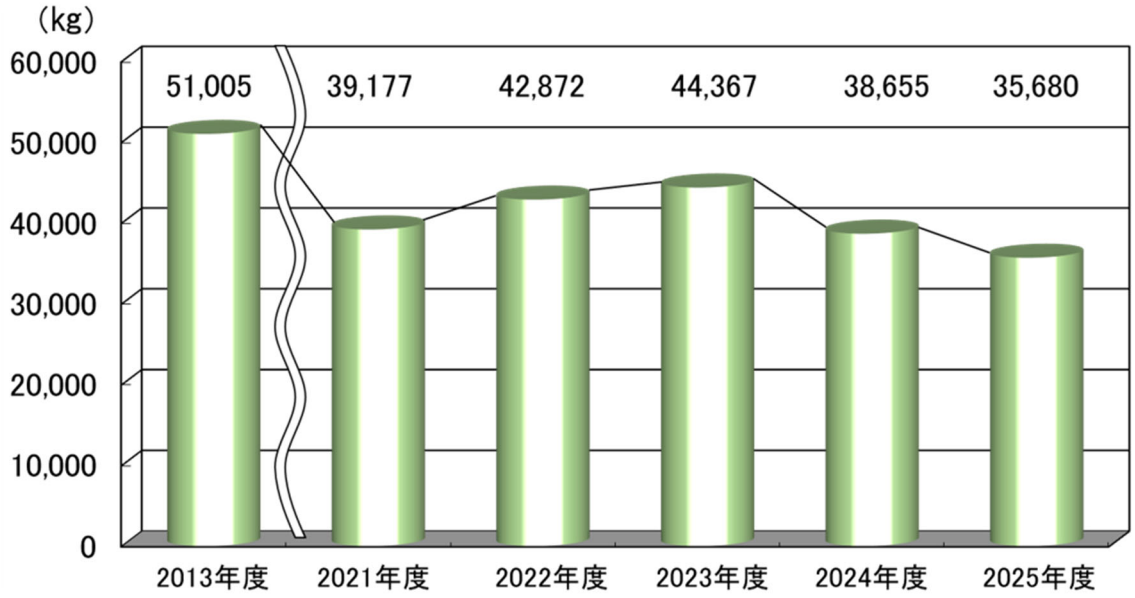


図 5-9　コピー用紙使用量の年度別推移（研究開発部門）

5.3.4 廃棄物

2025（令和 7）年度の研究開発部門における廃棄物の排出について、一般廃棄物・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物の合計で、前年度比 74.3%（945.1 トン）の削減、2013（平成 25）年度比 78.3%（143.3 トン）の増加となりました（図 5-10）。

研究開発部門から排出される廃棄物を削減するため、支障木の伐採や剪定の過程で発生する小径木、枝などを薪、ペレット、チップ化（林内、歩道等に散布することで緩衝材や雑草の繁殖抑制に利用）し、薪、ペレットは、木質バイオマスエネルギーとして森林総合研究所（つくば）、関西支所、多摩森林科学園に設置した薪ストーブ、ペレットストーブで利用しています（写真 5-2）。四国支所、関西育種場では、伐採した樹木の有効活用と廃棄コスト削減のため、薪燃料やガーデニング等、自家消費を用途とされる一般の方を対象に無償配布しています。

また、可燃ゴミを減らすため、古紙回収を始めとしたゴミの分別・再資源化の徹底に努めています。

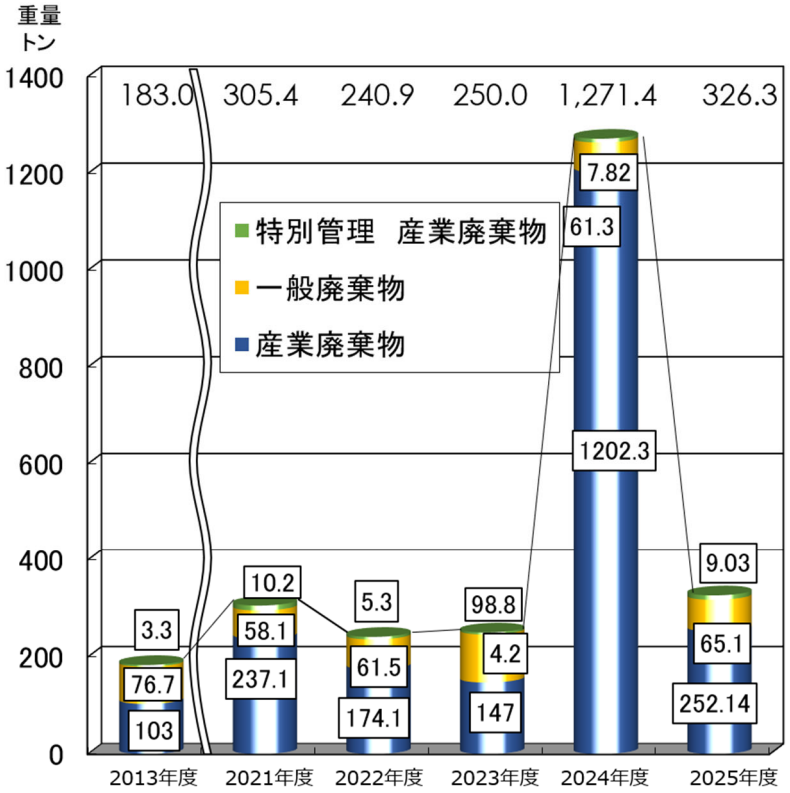


図 5-10　廃棄物排出量の年度別推移（研究開発部門）



写真 5-2　薪ストーブ（森林総合研究所関西支所）

*2024（令和 6）年度は、山形県最上郡にある山形実験林共同実験室の建物撤去工事により、廃棄物排出量が極端に増加しています。

5.3.5 グリーン購入

（１）グリーン購入の取組

森林研究・整備機構は、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年制定）」（以下「グリーン購入法」という。）を推進するため、2001（平成 13）年度より「環境物品等の調達の推進を図るための方針（調達方針）」を毎年度定め、環境への負荷の少ない物品の調達を積極的に進めています。

（２）グリーン購入の目標

森林研究・整備機構が調達する物品は、「特定調達物品※」を原則としています。「特定調達物品」以外の物品の場合も、エコマークの認定を受けているなど、環境に負荷の少ないものを調達するよう努めます。

OA 機器・家電製品の調達では、より消費電力が小さく、かつ再生材料を多く使用しているものを調達するよう努めます。また、木材・木製品やバイオマス製品を率先して調達するよう努めます。

※国等が重点的に調達を推進すべき環境物品等の種類を「特定調達品目」といい、環境省が規定している「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」で、その「判断の基準」が定められ、判断の基準を満たす物品等を「特定調達物品」といいます。

（３）2025（令和７）年度の実績

各特定調達品目に関する調達については、調達目標値を 100%と設定しました。一部については機能・性能上の必要性により、基準を満たさない物品を調達せざるを得なかったものもありましたが、これらを除いては目標値を達成しました。（表 5-2）

なお、特定調達率が 100%に達していない品目については、グリーン購入法の趣旨を職員へ徹底し、引き続き環境物品等の調達に努めます。

表 5-2　2025 年度の主な特定調達品目調達実績（機構全体）

	品　　目	総調達量	特定調達物品等	特定調達率
紙　類	コピー用紙	35,680　kg	35,643　kg	100　%
	トイレットペーパー	3,049　kg	3,049　kg	100　%
文具類	シャープペンシル	174　本	162　本	93　%
	ボールペン	4,237　本	4,136　本	98　%
	スタンプ台	28　個	28　個	100　%
	消しゴム	193　個	192　個	99　%
	ステープラー	65　個	65　個	100　%
	ファイル	19,031　冊	18,798　冊	99　%
	事務用封筒	64,429　枚	56,329　枚	87　%
	パンチラベル	124　個	124　個	100　%
オフィス家具等	いす（実験用を含む）	390　脚	361　脚	93　%
	机（実験用を含む）	165　台	164　台	99　%
ＯＡ機器	コピー機（リース）	6　台	6　台	100　%
	シュレッダー	13　台	12　台	92　%
	一次電池又は小形充電式電池	15,810　個	15,779　個	100　%
照　明	LED 照明器具	128　台	124　台	97　%
役　務	印刷	55　件	55　件	100　%
	会議運営	77　件	77　件	100　%

5.3.6 実験廃水（森林総合研究所（つくば））

2025（令和 7）年度の水域への排出のうち廃水処理施設（森林総合研究所（つくば））からの排出量は、前年度比 22.0%（7,067 ㎥）の削減となりました。

実験室等で薬品を使用した場合に生じる排出水は、実験原廃水として 2 次洗浄水まではポリ容器に貯留し、3 次洗浄水以降の廃水が実験流し台から下水管に排出されます。ポリ容器に貯留した廃水は、処理業者に委託して処理を行っています。

3 次洗浄水以降は下水として排出されますが、森林総合研究所（つくば）の場合は実験系の廃水の量や薬品の使用量が多いため、廃水処理施設を設けています。研究室から流された 3 次洗浄水以降の廃水は実験排水管を経由し、一旦、廃水処理施設の原水貯留槽に貯留され、水質分析を行います。水質汚濁防止法、下水道法、つくば市下水道条例に基づく排水基準値内であることを確認後、公共下水道に放流しています。

なお、分析の結果、基準値を超えた場合には、廃水処理施設を運転して処理を行い、再度水質分析を行った上で、基準値内であることを確認してから放流しています。

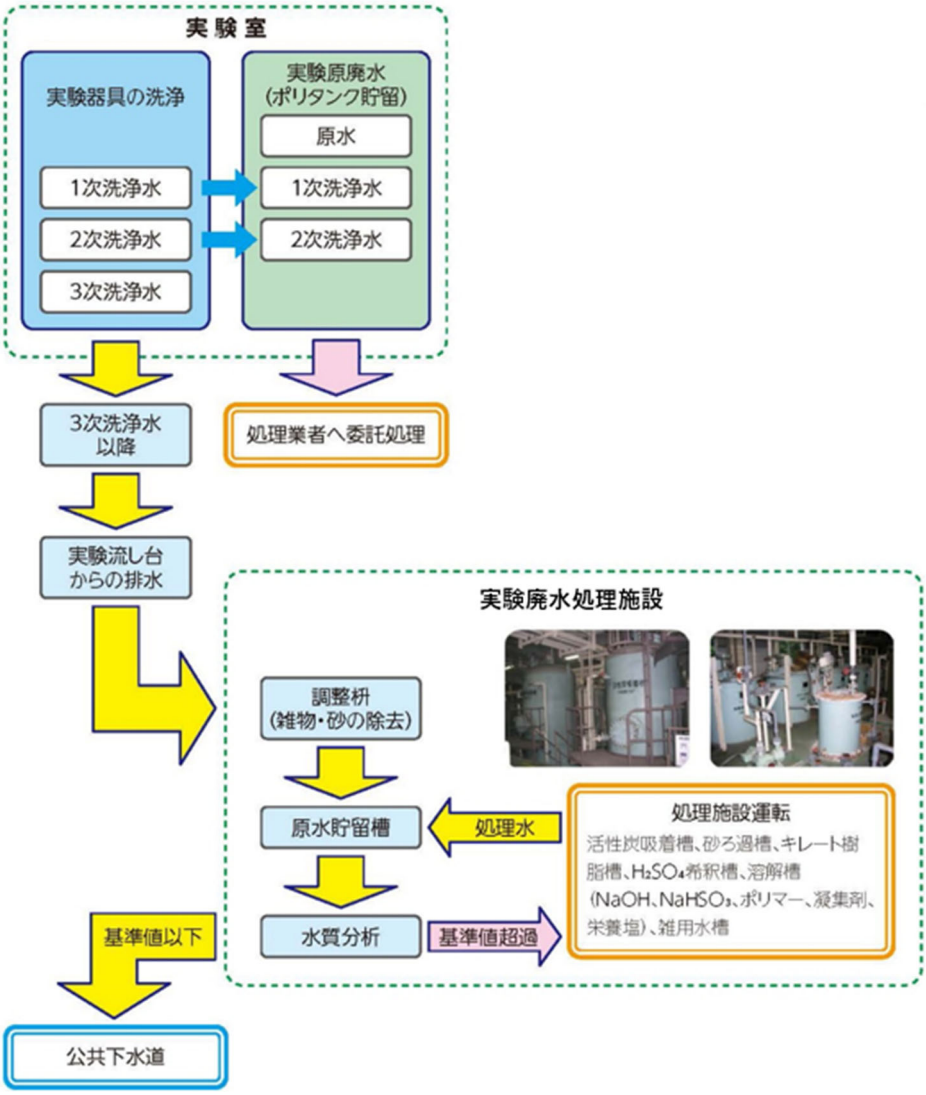


図 5-11　実験廃水の公共下水道までのフロー

5.3.7 化学物質の適正管理

（１）化学物質によるリスクの低減

研究開発部門では、研究活動を推進する上で様々な実験を行っているため、多くの化学物質を使用しています。したがって、化学物質を適正に管理するとともに、労働安全衛生の確保、環境汚染の未然防止、環境負荷の低減を図ることは、私たちにとって重要な社会的責任です。

このため、化学物質等管理委員会や安全衛生委員会、危険物貯蔵所運営委員会等を設置し、関係法令の遵守や適正な取扱い・管理に向けた取組を推進しています。具体的には、化学物質管理システムを使用した化学物質の適正な使用数量等の管理を行い、化学物質の取扱い時に守るべき事項等について、イントラネットに各種情報や注意点を掲載するなど定期的な注意喚起を行っています。

また、職場点検・職場懇談会での安全確認や、イントラネットに開設している安全衛生関連ウェブサイトにて「化学物質の取扱い」について指導するとともに、リスクアセスメントを実施するなど化学物質の適正な管理・取扱いの徹底を図っています。

（２）化学物質の把握（PRTR 法）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（PRTR 法）に基づき、毎年、特定化学物質の取扱量の把握を行っています（表 5-3）。

PRTR 制度の対象となる化学物質は、「第一種指定化学物質」として定義されています。具体的には、人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露の可能性がある）と認められる物質として、計 515 物質が指定されています。そのうち、発がん性の懸念が高い物質など、特に重篤な障害をもたらす物質、あるいは強い生態毒性を持ち、難分解性・高蓄積性を持ち、動植物の生育に支障を及ぼす可能性が特に高い 23 物質が「特定第一種指定化学物質」として指定されています。

2025（令和 7）年度に取扱いのあった化学物質は、研究開発部門で 100 物質（うち特定第一種指定化学物質：7 物質）、取扱総量は 1,353kg（うち特定第一種指定化学物質：20kg）でした。一定量を超えた場合には、事業所ごとの届出が必要となりますが、取扱量の多い森林総合研究所（つくば）でも第一種指定化学物質は総量 185kg（いずれかの第一種指定化学物質が 1 トン以上で届出が必要）、特定第一種指定化学物質は総量 5.4kg（0.5 トン以上で届出が必要）で、いずれも届出の対象とはなりませんでした。

表 5-3　PRTR 法調査対象物質の年度別取扱量（機構全体上位５物質）　単位：kg

物　　質　　名	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	2025 年度
ダゾメット	508	535	453	443	300
トルエン	168	82	168	96	142
キシレン	140	–	160	91	106
アセトニトリル	–	–	–	–	–
ノルマル－ヘキサン	149	–	192	77	54
グリホサート並びにそのアンモニウム塩、イソプロピルアミン塩、カリウム塩及びナトリウム塩	–	–	–	124	120
銅水溶性塩（錯塩を除く。）	169	–	–	–	–
トリフルラリン	–	84	–	–	–
ナフタレン	–	109	–	–	–
アルキル基 C=12-15	–	96	134	–	–

5.3.8 環境美化への取組

環境配慮基本方針における「日常生活における環境配慮」の一環として、最も身近な環境である職場の美化活動を通じて、全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図っています。また、環境省が提唱する「環境月間」に合わせて、環境意識の向上や省エネ等更なる環境に配慮した取組を推進しています。具体的には、構内道路・植え込み・建物周辺の清掃、研究室等で発生した不要物品などの整理等に取り組みました。

今後も、環境美化活動を推進し、環境配慮への意識向上に努めていきます。



写真 5-3　構内の清掃（林木育種センター 関西育種場）



写真 5-4　構外の清掃（森林総合研究所 東北支所）

5.3.9 木材利用の促進

我が国の人工林が本格的な利用期を迎える中、そこから生産される木材を利用することは、二酸化炭素の貯蔵や排出抑制を通じて地球温暖化防止に貢献します。また、一度使用された木材を再利用すれば、資源の更なる消費を抑制して環境負荷の低減にも役立ちます。こうしたことから、木材は地球環境に優しい資源として重要な役割を果たしています。

森林研究・整備機構では、2015（平成 27）年９月に「地球環境に優しい木材利用モデル事業所宣言」を行って以来、施設等の外装・内装、オフィス家具だけではなく、薪・ペレットストーブの導入などあらゆる面で木材の利用を促進してまいりました。また 2026（令和 8）年３月には、農林水産省の取組である「『森の国・木の街』づくり宣言」に参画し、建築物の木造化などの木材利用の推進や木材利用の効果の見える化に取り組むことを宣言したところです。これら宣言の下、森林研究・整備機構が 2025（令和 7）年度に実施した木材利用の取組を紹介します。

森林総合研究所（つくば）では、トイレの内装に国産のスギやシナ合板等を使用しました（写真 5-5）。また四国支所では、研究室の床に国産の天然コナラを使用しました（写真 5-6）。

林木育種センターでは、入口の門扉の改装に国産のヒノキの集成材を使用しました（写真 5-7）。また九州育種場では、国産のスギ集成材を使用した作業テーブルを導入しました（写真 5-8）。

森林整備センターの和歌山水源林整備事務所では、国産材を使用したラテラルキャビネットを導入しました（写真5-9）。また鳥取水源林整備事務所では、鳥取県産のスギを使用した事務机を導入しました（写真5-10）。

森林研究・整備機構が令和７年度に新築・改装等を行った建築物（構造物含む）の外装・内装材における木材の使用量は 27m^3、炭素貯蔵量は 21 t-CO_2（※１）となりました。この炭素貯蔵量は、スギ人工林約 0.1 ha分、スギ約 42 本分（※２）に相当する二酸化炭素蓄積量となります。

このように、森林研究・整備機構では、来訪された皆様にも木の良さを感じていただけるように、施設の外装・内装やオフィス家具等への積極的な木材利用に取り組んでいます。

これからも引き続き、モデル事業所として、また「『森の国・木の街』づくり宣言」に参画している団体として木材利用を積極的に進めるとともに、地球温暖化防止の観点からも社会に貢献できるよう努めてまいります。

※１　炭素蓄積量は、林野庁「建築物に利用した木材に係る炭素貯蔵量の表示に関するガイドライン」に基づき計算。

※２　スギ人工林の面積・本数は、民間建築物等における木材利用促進に向けた協議会（ウッド・チェンジ協議会）の下に設けられた小グループ「木材利用環境整備グループ」が一定の仮定のもとに策定した方法により計算。



写真 5-5　スギ、シナ合板等を使用したトイレの内装（森林総合研究所（つくば））



写真 5-6　国産の天然コナラを使用した研究室の床（四国支所）



写真 5-7　国産のヒノキの集成材を使用した入口の門扉（林木育種センター）



写真 5-8　国産のスギ集成材を使用した作業テーブル（九州育種場）



写真５-9　国産材を使用したラテラルキャビネット（和歌山水源林整備事務所）



写真 5-10　鳥取県産のスギを使用した事務机（鳥取水源林整備事務所）

5.3.10 地域社会との共生

（1）九州地区における取組

森林研究・整備機構は、北海道から九州にわたる森林で、それぞれの地域に根差した数多くの業務を行っています。2025（令和 7）年度は、九州地区における地域社会との共生に向けた取り組みを紹介します。

① 森林総合研究所九州支所

ブナ自生南限域の紫尾山における気候変動の影響調査と保護林拡大の提案

将来的な気候変動によって、九州地域における冷温帯林の主要樹種であるブナの分布域が減少あるいは消失すると予想されています。特に南限域にあたる鹿児島県では、より早く影響が生じることが懸念されています。2008（平成 20）年には薩摩半島北端に位置する紫尾山（標高：1,067 m）におけるブナ林について、地元のさつま町より今後の保全に関する要望があり、九州森林管理局北薩森林管理署および九州大学と連携して生態的および遺伝的な知見を収集しています。これまでに基本的情報である生残木の分布状況を調査し、山頂部を中心に東西 2 km，南北 4 km の範囲で 4,200 個体以上（胸高直径 1 cm 以上）を記録しました。この結果から、現在指定されている「紫尾山ブナ等遺伝資源希少個体群保護林（32.11 ha）」に含まれていない地域を新たに保護林に組み込む提案を行いました。また、適切な保全策の実施に向けて、気候変動の影響評価を行うため遺伝的特異性の解析に加え、生態的特性（群落構造や種子生産・散布様式等）の把握、衰退状況および衰退要因の抽出、シカによる食害対策として植生保護柵設置による保全効果の検証等、多角的な調査・研究を進めています。



写真 5-11　ブナの殻斗



写真 5-12　シードトラップ設置の様子



写真 5-13　毎木調査の様子

宮崎県西臼杵郡における人工林伐採跡地の UAV による人工播種技術の開発

宮崎県西臼杵郡（高千穂町・日之影町・五ヶ瀬町）の西臼杵林業活性化協議会では、人工林伐採跡地の広葉樹林化を目的に、低コスト・低労力な育林手法として、UAV を用いた種子播種技術の開発に取り組んでいます。同地域ではシカの影響度が高く、シカによる食害によって天然更新は困難です。しかし、シカの影響度が中程度の場所で、シカの嗜好性が高くない樹種の種子を播種すれば、広葉樹が主体の自然林となることが期待できます。そこで、九州支所では協議会からの要請を受け、播種候補樹種の選定や種子コーティング手法の検討、植生回復に適したエリアの抽出などをおこなっています。播種候補樹種については、播種予定地の周辺で採取できる自生種で、播種後の速やかな発芽・成長が期待され、シカの嗜好性が高くない樹木として、アカマツ、コブシ、カナクギノキ、クマノミズキ、ウリハダカエデおよびクサギの 6 樹種が選定されました。また、種子を均等に散布し、乾燥害や食害などから保護するとともに、実生の成長を促すためのコーティング技術について検討した結果、ゼオライトなどを用いた素材で直径 14 mm の球形に成型した種子ペレットを開発しました。その後、シカの影響度が中程度の民有林に試験地を設定し、2026（令和 8）年 3 月に 6 樹種の種子を UAV を用いて播種しました。



写真 5-14　種子ペレットから発芽したアカマツ



写真 5-15　種子ペレットから発芽したクサギ



写真 5-16　UAV による種子ペレットの播種

② 林木育種センター九州育種場

屋久島の地杉苗生産に向けた育種技術協力

2026（令和８）年２月 17 日に九州森林管理局屋久島森林生態系保全センター主催による「屋久島地杉苗採穂台木の仕立て方に関する現地検討会」が屋久島町石塚国有林で開催されました。

貴重な森林生態系を有する世界遺産の屋久島では、世界遺産区域以外の人工林においても屋久島地杉（ヤクスギ由来）の遺伝子を有する優良な苗木で森林を育成し利用していくことが重要と考えられています。本検討会はさし木で屋久島地杉苗の生産を進める上で重要となる採穂台木の仕立て技術等の習得を目的として開催され、苗木生産に携わる屋久島地杉苗生産協議会、鹿児島県、屋久島町、環境省屋久島自然保護官事務所、九州森林管理局、屋久島森林管理署などの関係者 51 名が参加し、九州育種場職員４名が技術指導を行いました。

開会式の後、主催者から屋久島における苗木生産のこれまでの歩みや取組について話があったほか、2017（平成 29）年に設立された屋久島地杉苗木生産協議会メンバーを対象としたコンテナ苗育苗講習会、さし木コンテナ苗の植栽試験の紹介、屋久島地杉苗木生産体制の現状課題と今後の展望について説明がありました。

次に、育種場職員が採穂台木用に育成されている樹高約３m の屋久島地杉を用いて、さし木用の穂木を効率的に多くの採穂ができる樹形へ誘導するために、幹を人の背丈程度で切断する断幹の方法や、１本の枝から多くの萌芽枝を発生させる採穂拠点を発達させるための剪定方法などの実演指導を行いました。

その後、参加者はグループごとに分かれ、５本の台木を用いて剪定の実習を行い、理解を深めていただきました。

さらに、５月 12 日には屋久島地杉苗木生産協議会のメンバーが九州育種場に来場し、スギ採穂園やさし木苗木の育苗施設を視察されました。

今後、採穂台木や苗木の生産管理技術が向上することで、優良な屋久島地杉苗木の安定的な生産体制が整い、さらには人工林の保全・維持や、屋久島の森林生態系の維持に資することが期待されます。



写真 5-17　現地で採穂台木の剪定を実演指導している様子

③ 森林整備センター九州整備局・鹿児島水源林整備事務所

「クリーンシティかごしま２０２５」市民一斉清掃に参加

2025（令和７）年８月３日（日）、鹿児島市内各所において市民一斉清掃（クリーンシティかごしま２０２５）が開催され、朝から猛暑日となりましたが多数の市民が参加しました。この一斉清掃活動は、鹿児島市が毎年８月を「美しいまちづくり運動強化月間」と定め、その第一日曜日を「クリーンシティかごしまの日」として、市民総参加による美化活動を呼びかけ、行われてきているものです。

今回、鹿児島事務所職員も２年ぶりに、少数精鋭ではありましたが、日頃からお世話になっている地域への感謝の気持ちを込めて、参加しました。

鹿児島市の歓楽街として有名な天文館の周辺や鹿児島のシンボルでもある西郷隆盛像周辺で、まち美化キャラクター「さくりん」や地元ボランティアの方々とともに、早朝から汗をかきながら一生懸命、掃除を行いました。

普段あまり気にしていない排水溝などにもたばこの吸い殻や空き缶など沢山発見し、見えないところにも大量のゴミが落ちていることを知りショックを受けつつ、清掃活動の大切さを改めて痛感しました。この一斉清掃活動は、毎年行われる鹿児島市主催で市民にボランティアとして参加を呼びかけて行われている活動ですが、多くの市民が「自分たちのまちは自分たちできれいにしよう」との高い意識を持って清掃活動に熱心に取り組んでいます。私達も引き続き、このような市民一斉清掃活動に積極的に参加して、地域貢献に尽力していきたいと思います。

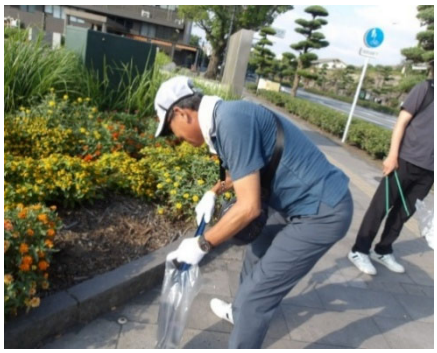


写真 5-18　市内の美化清掃（鹿児島市内）



写真 5-19　まち美化キャラクター「さくりん」



写真 5-20　鹿児島事務所の参加メンバー

（２）地域イノベーション

① ニホンジカ侵入に備えた保護林保全の取り組み

この数十年間でニホンジカ（以下、シカ）の個体数と分布域は全国的に大きく拡大し、植生の消失や生物種の地域絶滅など、深刻な影響が知られるようになりました。シカによる影響は、地域を特徴づける森林植生や希少な植物個体群が生育する保護林においても例外ではなく、樹木や林床植物を保護するために防鹿柵が各地で設置されています。しかし、防鹿柵は植生変化が顕在化した後に設置されることが多く、柵設置前にすでに食害に脆弱な植物が消失するなど、植生回復の検証に必要な元植生の情報が欠けることが課題でした。柵の設置には、保護対象とする植物及びその群落を踏まえ、持続的に営繕できるデザインにすることも重要です。そこで、森林総合研究所（つくば）では、近年シカが侵入しつつある茨城県北部の保護林において、関東森林管理局、茨城森林管理署、茨城県自然博物館、地元の有識者等と協働して、シカ侵入に備えた保護林保全に取り組んでいます。

茨城県大子町にある花瓶山ブナ・イヌブナ希少個体群保護林付近では、近年、シカが目撃されるようになりました。この森林はブナ、イヌブナ、モミ、スズタケが優占する代表的なブナースズタケ群集で、林床にはイワウチワ等の希少な群落も見られます。一方で、現場は交通の便が悪く、頻繁な見回りは難しい状況にあります。そのため、主要な植生を可能な限り保護しつつ、長期間の営繕間隔にも耐えられるよう、小規模な金網製の柵が茨城森林管理署主体で設置されました。

北茨城市にある小川ブナ希少個体群保護林では、まだシカは確認されていないものの、周辺域の状況から近い将来に侵入すると予想されています。この森林は茨城県内におけるブナやシラカンバの数少ない群生地として、県立自然公園の特別地域にも指定されています。その中心部に位置する小川試験地では定期的な見回り・営繕が可能なことから、小規模なネット製の柵を森林総合研究所主体で設置しました。この試験地では、約 40 年前から動植物の生態や自然環境に関する観測が行われています。今後も観測を続け、シカ侵入後の状況との比較を行うことで、シカ被害林における回復目標の設定や植生回復の検証に必要な基準・指標に役立つ知見を提供し、自然環境の保全に貢献していきます。



写真 5-21　花瓶山保護林における金網製防鹿柵



写真 5-22　小川保護林におけるネット製防鹿柵の設置作業

5.3.11 環境コミュニケーション

森林研究・整備機構は、環境に関連した数多くの業務を行っており、これらの成果の広報活動に力を入れています。また、いただいた御意見等を業務の運営に反映させるよう双方向のコミュニケーションにも努めています。さらに、市民や次世代を担う子どもたちへの環境教育にも力を入れています。これらの環境コミュニケーションについて紹介します。

（1）行事・イベント

森林研究・整備機構では、一年を通して様々な行事・イベントを企画し地域内外の皆様とコミュニケーションを深めています。

また、地域や団体からの要請に応じて各種の出展を行っています。

① 一般公開

森林研究・整備機構では、一般公開を全国各地で開催しています。各地域では、支所、育種場、整備局が合同開催するなどして多くの見学者を受け入れています。

2025（令和 7）年度、森林総合研究所（つくば）では春・夏 2 回の一般公開を開催しました。春の一般公開は科学技術週間の行事の一環として、4 月 18 日（金）に「春の森林講座・樹木園見学ツアー」を実施しました。森林講座では「暮らしの中の木の香り」と題した講演を行い、建材や精油など木を使った身近なものの香りの魅力について解説しました。また、精油のサンプルを配り、直接嗅いで香りの違いを体感していただきました。続いて樹木園見学ツアーでは、研究者が解説を交えながら約 1 時間のコースを案内しました。研究者の説明を熱心にメモを取られる方や、枝葉の成長過程を質問される方などもおられました。

夏の一般公開として、7 月 30 日（水）に「もっと知りたい昆虫」、31 日（木）に「クマのお話し会」を実施しました。これらは小・中学生を対象に参加人数に制限を設け、じっくりと研究者の説明を聞いていただけるようにしました。30 日（水）の「もっと知りたい昆虫」では、研究者が昆虫の観察ポイントの説明をした後、参加者に顕微鏡を使って昆虫を観察してスケッチしていただきました。翌 31 日（木）の「クマのお話し会」では、研究者が紙芝居を使ってクマの生活や性質を分かりやすくお話した後、参加者にクマのカルタを楽しんでいただきました。参加された方々には、昆虫やクマについての知識を深め森林への興味を高めていただけました。

さらに夏休み期間中は「もりの展示ルーム」が「つくばちびっ子博士」の指定施設となっており、生きたカブトムシやクワガタに触れることができるようにするなど、夏休みの子どもたち向けの展示を用意しました。常時多くの子どもたちの来場がありました。（来場者 951 名）

② 2025 年度 森林総合研究所公開講演会「2050 年の森：人口減少社会において森林の果たす役割とは」

森林総合研究所（つくば）では、森林の多面的機能を十分に発揮し、社会の要請に応えるための研究開発の方向性と達成目標を示したロードマップを作成し、”2050 年の日本の森のあるべき姿”を描いて、「2050 年の森」として 2008（平成 20）年に公表しました。2050 年がせまってきた今、改めて検討を行った内容を 2025（令和 7）年 10 月 15 日（水）にノバホール（茨城県つくば市）にて発表しました。講演会では、当研究所の研究者が、急速に変わりつつある森林を取り巻く情勢について 5 つのテーマに分け講演を行いました。

また、会場では研究成果のポスター発表も行いました。研究成果の社会実装や産学官民とのより一層の連携強化を目的として作成した「森林産業実用化カタログ」の中から研究成果の一部を紹介し、来場者の皆様と多数の意見交換を行うことができました。

会場には、一般の方々をはじめ、関連業界関係者、大学、研究機関、報道関係、行政関係など約 200 名の御来場をいただきました。初めての地元つくば市での開催ということもあり、市内からも多数の参加をいただきました。



写真 5-23　公開講演会会場の様子



写真 5-24　ポスター発表の様子

③ 2025 年度林木育種成果発表会「多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種」

林木育種センターでは、林木育種に関する研究成果や品種開発の状況について林業関係者や一般の方々に向けて発表する林木育種成果発表会を毎年開催しており、2025（令和 7）年度は 2026（令和 8）年 3 月 5 日（木）に開催しました。

昨年度同様オンライン開催とし、国、都道府県、民間企業・研究機関等から 163 件の申込みがありました。

当日は、最初に秋田県立大学木材高度加工研究所の高田克彦教授から、「「林木改良：Tree Improvement」を考える」と題した特別講演、また、長野県林業総合センターの小山泰弘育林部長から、「地域で活きる林木育種の成果～遺伝子解析が地域を救う～」と題した特別報告をそれぞれいただきました。

続いて、林木育種センター・森林バイオ研究センター・育種場の研究者から、「令和 7 年度の品種開発」や「スギ特定母樹からの少花粉品種の開発の取組」、「滅失の危機に瀕する滑（なめら）マツの遺伝子を未来へ遺す-滑山国有林由来の抵抗性アカマツ品種開発-」、「九州育種基本区のスギエリートツリー等についての特性情

報の公表について」などの研究成果６課題について発表を行いました。

質疑応答では、今後のエリートツリーからの更なる少花粉スギの開発の見通しについて、品種改良について、木部形成関連遺伝子についてなど多くの質問をいただきました。

今日、気候変動対策や花粉症発生源対策などについて、林木育種に対する社会的ニーズが益々高まっています。今後も更なる広報活動に努め、より多くの皆様に当センターの研究成果をお届けできるよう取り組んでまいります。



図 5-12　2025 年度林木育種成果発表会チラシ



図 5-13　発表資料

④ 武蔵小杉駅前　優しい木のひろば

川崎市に拠点がある森林整備センター及び森林保険センターは、2025（令和 7）年 10 月４日（土）、５日（日）に「武蔵小杉駅前優しい木のひろば」（同実行委員会主催）に出展しました。

このイベントは川崎市が、都市部に住む市民に、普段は触れることが少ない「木」で遊び、木の良さを体感し、木材利用の意義を理解してもらうため、実行委員会形式で毎年この時期に開催しているものです。今年度は会場を「グランツリー武蔵小杉」という大型商業施設を会場として、地方自治体や企業など 13 団体が出展。生憎の天気にもかかわらず買い物客など若いファミリー層を中心に多くの来場者で賑わいました。

森林整備センターと森林保険センターは共同ブースを設け、水源林造成事業や森林保険の取組を紹介するイラストのパネル展示や、「木のうちわの絵付け」コーナーを設けました。木製品の香りややさしい感触によって、木の良さや森林の大切さについてあらためて認識していただくことができました。今後も、このような機会を通じ、都市住民の皆様に当センターの事業や森林整備の重要性について理解いただけるように努めてまいります。



写真 5-25　森林整備センターと森林保険センターの出展の様子



写真 5-26　お年寄りから子どもまで幅広い年代が参加



写真 5-27　パネルによる水源林造成事業などの PR



写真 5-28　木のうちわとコースターの絵付け



写真 5-29　数多くの参加申込み者

⑤ みどりとふれあうフェスティバル

森林総合研究所・森林整備センター・森林保険センターでは、2025（令和 7）年 5 月 10 日（土）・11 日（日）に、森林・樹木・花など「みどり」とのふれあいを通じてその恩恵に感謝する「みどりとふれあうフェスティバル」に出展しました。

このイベントは、「みどりの月間」（4 月 15 日～5 月 14 日）に全国各地で開催される各種緑化行事の締めくくりとなる「第 34 回みどりの感謝祭」の併催行事として開催されたものです。高尾 599 ミュージアム（東京都八王子市）を会場として、森林・林業・木材産業に関連する 20 の企業や団体などが出展しました。一時雨天が懸念されつつも、2 日間とも予定通り屋外での開催となり、子どもから大人まで多くの来場者で賑わいました。

水源林造成事業、森林保険の取組を紹介するパネル展示や、「ウッドクラフト体験」「木のうちわ・コースターのお絵かきコーナー」などのワークショップと、森林総合研究所・森林整備センター・森林保険センターの合同スタンプラリーを実施し、出展を通じて当機構の業務を紹介するとともに、多くの方々に木の良さを身近に感じていただくことができました。



写真 5-30　森林整備センターと森林保険センターのブース



写真 5-31　木のうちわ・コースターのお絵かきの様子



写真 5-32　木のうちわ・コースターは間伐材

（２）行事・イベント等への参加者からの感想

イベント・見学等に参加いただいた方からの感想をご紹介します。

① 森林総合研究所 春の一般公開

・森林講座：木の香りがリラックスするのはよく感じていましたが、改めて木の良さがわかりました。日本の木材がもっと活用されることを希望します。
・樹木園見学ツアー：どんぐりの話をたくさん伺いました。どんぐりの本を何冊か見たことがありますが、ピンときませんでした。今回直接木を見ながら説明していただいて、ぐっと身近に感じられました。あっという間のとても楽しい時間でした。このようなツアーは年１回と聞きました。来年もまた申し込みます！季節ごとなど開催していただけると嬉しいです。次回楽しみにしています。ありがとうございました。
・森林講座と樹木園見学ツアーを通して改めて木の良さがわかった。

② 森林総合研究所 夏の一般公開

・子どもがこんなに真剣に顕微鏡を見ながら観察するとは思っておらず、びっくりしました。先生のお話もとても興味深く、聞いていて面白かったです。
・毎年とても楽しみにしています。今年も参加できていろいろな学びがありました。
・最近、クマのニュースが多かったので、とても勉強になりました。

③ 森林総合研究所公開講演会

・ポスター発表は、担当研究者の生の声が聴けてとても良かった。

・スタッフが多く、所として力を入れていることは十分に伝わってきました。
・つくばでの開催は参加しやすく新鮮だった。集客のために都会での開催も必要であろうが、定期的につくば開催も有かと考える。
・今回は非常に幅広い対象について将来を見通したお話を聞けて大変興味深かったと思います。また、次回以降はテーマをしぼって深掘りした内容の講演会も期待したいと思いますし、また節目の時期には今回のような講演会もお願いしたいと思います。

（3）視察・見学者の受け入れ

2025（令和 7）年度は、研究開発部門で 24,618 名の視察及び見学者を受け入れました。森林総合研究所（つくば）への見学の申込では、最近の研究動向や森林・木材産業のほかに地球温暖化、公益的機能の維持、生物多様性の保全といった環境に関するテーマの見学が多く見られました。また、樹木園や各実験施設の見学も多くありました。

（4）NPO 法人との連携

森林研究・整備機構は、NPO 法人との連携を積極的に進めています。森林総合研究所が 2025（令和 7）年度に NPO 法人から依頼された調査、講師派遣等は、23 団体、37 件、76 回でした。北海道から沖縄までの全国から依頼をいただきました。環境保全や生物の生態、森林管理、木材利用に関する内容が中心で、これらの分野への関心の高さが伺えます。

（5）刊行物

森林研究・整備機構の活動を広く知っていただくため、刊行物の発行に力を入れています。省資源化・利便性向上などの観点からオンラインジャーナル化にも努めています。

研究開発部門からの定期刊行物は、広報誌「季刊森林総研」(年 4 回、各 8,000 部)、研究成果を掲載した「森林総合研究所研究報告」(年 4 回、Web)、「研究成果選集」(年 1 回、2,600 部)、「林木育種情報」(年 1 回、各 3,500 部)など 23 誌で、延べ 62,655 部を発行しました。その他、「最新の研究からみた 干ばつ、山火事、強風、大雪と森林の被害」など 6 点の非定期刊行物、各種パンフレットなども刊行しました。

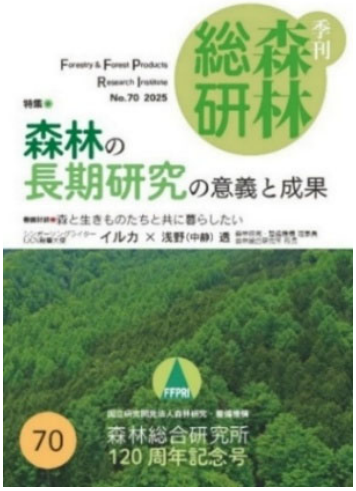


図 5-14　季刊森林総研



図 5-15　研究成果選集



図 5-16　林木育種情報

森林整備部門では、広報誌「季刊水源林」(年 4 回、各 4,000 部)を発行しました。水源林造成事業を一層効果的・効率的に推進していくため、より多くの国民に森林整備センターの役割や取組についての情報を発信し、地域の関係者の声を盛り込んだ事業地の取組紹介等の記事掲載に取り組んでいます。



図 5-17　季刊水源林

森林保険部門では「森林保険だより」(年 4 回、各 6,200 部)を発行しました。森林所有者をはじめ林業関係者の皆様に森林保険制度への理解を深めていただき、加入促進へとつなげることを目指して、森林保険の概要や解説、最新情報などの記事掲載に取り組みました。



図 5-18　森林保険だより

（６）問い合わせへの対応

一般の方や関連企業、行政、報道機関の方々から寄せられる様々な問い合わせに対して、科学的、技術的な面から的確に対応するよう努めています。

2025（令和 7）年度の研究開発部門における問い合わせ総数は 855 件にのぼりました。そのうち森林総合研究所（つくば）における問合せ数は 724 件ありました。内容としては、きのこを含む動植物の分類や生態、樹木の病虫害など森林生物に関するものが 410 件、自然災害、森林による二酸化炭素の吸収や固定など森林環境に関するものが 43 件、木材の加工利用や耐久性、木材成分や木質バイオマスなど森林資源の利用に関するものが 81 件、里山管理や森林セラピーなど森林管理に関するものが 66 件、地球環境に関するものが 11 件、その他が 113 件でした。

なお、森林研究・整備機構のお問い合わせ窓口は、下記 URL よりアクセスできます。

https://www.ffpri.go.jp/frmo/contact-frmo.html

6．業務活動を通じた環境への貢献

6.1 業務の推進

6.1.1 第 5 期中長期計画の推進

森林研究・整備機構は、森林・林業・木材産業分野が直面する課題に的確かつ効率的に対処するため、研究開発や水源林造成、森林保険の各業務を推進しました。

研究開発業務では、基礎研究から応用研究、現場への普及まで一元的に研究開発を行う我が国唯一の総合的な森林・林業の研究機関として、国の施策、林業関係者及び国民のニーズに応え、研究開発によって得られた成果を積極的に発信して、社会に貢献しました。2021(令和 3)年 4 月に開始された第 5 期中長期計画では、国の政策や社会的要請に対応し、成果の社会実装を一層推進すべく、以下の重点課題を実施しました。

重点課題 1「環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発」
重点課題 2「森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発」
重点課題 3「多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種」

水源林造成業務では、水源涵養（かんよう）機能を強化し、土砂の流出・崩壊の防止、二酸化炭素の吸収による地球温暖化防止など、森林の有する公益的機能の持続的発揮に貢献しました。

森林保険業務では、森林所有者が火災や自然災害に備えるセーフティネットとして、森林保険を運営しました。

6.1.2 SDG s への貢献

2015 年の国連サミットでは、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2016 年から 2030 年までの国際目標として、持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）が示されました。

SDGs は、持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを理念としています。

森林研究・整備機構では、森林の多面的機能の高度発揮と林業の成長産業化を目指し、次世代に向けて森林の保全と持続的利用を可能にしていくため、第 5 期中長期計画（2021(令和 3)年度～2025(令和 7)年度）に基づいて、研究開発業務、水源林造成業務及び森林保険業務を推進してきました。これらの業務を通じて SDGs の達成に貢献してきました。

本報告書では、森林研究・整備機構の環境への取組がどのゴールに貢献するのかを SDGs アイコンを用いて示しています。



図 6-1　SDG's アイコン

6.1.3 研究・水源林造成・森林保険の各業務と SDGs とのつながり

上記第５期中長期計画の推進にある業務、さらに、森林研究・整備機構組織として、ダイバーシティ推進にも取り組んできました。　下記のとおり、これらの業務や取組はいずれも、SDGs の達成に大きく貢献するものです。

表 6-1　業務・取組と SDG's のつながり

業務・取組	概要	関係が深い目標
研究業務(重点課題 1)	環境変動下での森林の多面的機能の発揮に向けた研究開発を行います	
研究業務(重点課題 2)	森林資源の活用による循環型社会の実現と山村振興に資する研究開発を行います	
研究業務(重点課題 3)	多様な森林の造成・保全と持続的資源利用に貢献する林木育種を実施します	
水源林造成業務	水源涵養（かんよう）機能を強化し、森林の有する公益的機能の持続的発揮に貢献します	
森林保険業務	森林所有者が火災や自然災害に備えるセーフティネットとして、森林保険を運営します	
ダイバーシティ推進	様々な職種の人々が多様で柔軟な働き方を実現し活躍できる組織作りをします	

（1）業務活性化に向けたダイバーシティ推進活動

森林研究・整備機構は、職場のダイバーシティ推進に向けて様々な環境の整備を進めています。幅広い活動を視野に、2016(平成 28)年 4 月には「エンカレッジ推進本部」の名称と体制を「ダイバーシティ推進本部」に変更し、その事務局である「男女共同参画室」は「ダイバーシティ推進室」に改称しました。2021(令和 3)年 4 月から始まった機構の第 5 期中長期計画にはダイバーシティ推進の文言を初めて記載しました。様々な活動を通じて機構のダイバーシティを益々推進してきました。

① 機構内のダイバーシティ推進の意識啓発

第 5 期中長期目標期間の開始にあわせ、ダイバーシティ推進策、次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく行動計画を策定しました(https://www.ffpri.go.jp/geneq/ffpri/mezasu/index.html)。

ダイバーシティ推進の取組に関するパンフレット（図 6-2）や育児・介護のためのガイドブック（図 6-3）、職員の育児・介護の経験を紹介する記事、ダイバーシティ推進に関わるセミナー等の参加報告などをダイバーシティ推進室のホームページに掲載し、ダイバーシティに関する最新情報の共有に努めてきました。

2025(令和 7)年度はセミナー「「こころの健康を守るセルフケア」-自分に寄り添うためのセルフ・コンパッションの実践-」（2025(令和 7)年 10 月 9 日（木））を開催し、「令和 7 年度コンプライアンス・ハラスメント防止研修（2026(令和 8)年 1 月 16 日（金））」では研修内容にプレ・マタハラ妊活に対するハラスメントの防止を盛り込みました。男女共同参画週間(6 月 23 日（火）～29 日（月）)には研究所正面玄関での企画展示および一時預り保育施設「どんぐりるーむ」の見学会を実施しました。また、女性のキャリア研修の一環として所内のロールモデル紹介と意見交換を行い、女性活躍を推進しました（図 6-4）。このほか、4 年に 1 度実施している男女共同参画意識調査を実施し、職員の意識やニーズの変化の把握を行いました。また、職員の交流の場となり環境にも配慮した取組として、不要になった子供用品をフリーマーケット方式で譲渡する「FFPRI おさがりモッテッテ」を開催しました（図 6-5）。今後も新たなテーマを用意し、引続き意識啓発のための活動を推進します。



図 6-2　森林研究・整備機構におけるダイバーシティ推進の取組紹介パンフレット



図 6-3　育児・介護のためのガイドブック

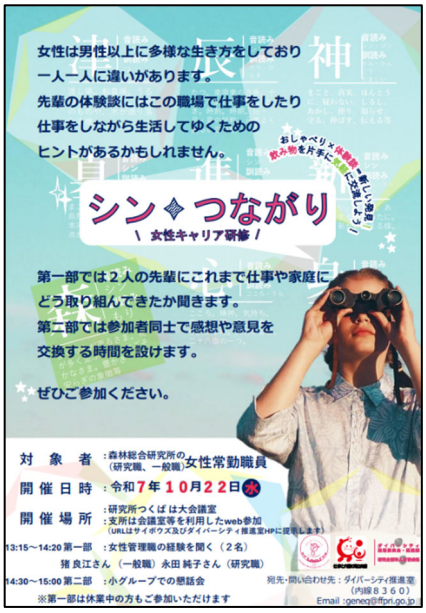


図 6-4　セミナー「無意識の偏見に気づこう
～ジェンダー・セクシュアリティを中心に～」



図 6-5　つながりプロジェクト
「FFPRI おさがりモッテッテ」

② 情報発信及び他機関との連携

実施した取組や育児・介護などに関する情報は機構のダイバーシティ推進室のホームページやパンフレット等を通じ、常に発信しています。また、機構は全国規模でのダイバーシティ推進に取り組む研究・教育機関のコンソーシアムであるダイバーシティ・サポート・オフィス(DSO；https://www.naro.go.jp/diversity/dso/)の幹事機関として活動しています。男女共同参画推進に寄与するため、育児や介護、ワークライフバランスなどの情報共有として懇話会やセミナーの開催、ニュースレターの発行等を行うなど（図 6-6）、他機関との連携したダイバーシティ推進を行いました。


DSO News Letter
NO.169, 2025.4.30
育児・介護休業法　改正ポイント
■■■「育児・介護を支え合える職場づくりに向けて」■■■
令和７年４月１日より、育児・介護休業法が段階的に改正・施行されます。今回の改正では、育児期の柔軟な働き方の実現や介護離職の防止に向けた制度が強化されています。職場における理解と対応が求められる内容となっておりますので、以下に改正ポイントをDSO関係機関の方にご案内いたします。
育児・介護休業法　改正ポイント ※（一部抜粋：厚生労働省HPより）
令和７(2025)年４月１日から施行
1 子の看護休暇の見直し　義務：就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
対象となる子の範囲の拡大	小学校就学の始期に達するまで	小学校３年生修了まで
取得事由の拡大（①④を追加）	①病気・けが ②予防接種・健康診断	①病気・けが ②予防接種・健康診断 ③感染症に伴う学級閉鎖等 ④入園（入学）式、卒園式
名称変更	子の看護休暇	子の看護等休暇

2 所定外労働の制限（残業免除）の対象拡大　義務：就業規則等の見直し

改正内容	施行前	施行後
請求可能となる労働者の範囲の拡大	３歳未満の子を養育する労働者	小学校就学前の子を養育する労働者

3 介護離職防止のための個別の周知・意向確認等　義務
(1) 介護に直面した旨の申出をした労働者に対する個別の周知・意向確認

周知事項	①介護休業に関する制度、介護両立支援制度等（制度の内容） ②介護休業・介護両立支援制度等の申出先（例：人事部など） ③介護休業給付金に関すること
個別周知・意思確認の方法	①面談 ②書面交付 ③FAX ④電子メール等 のいずれか ※①はオンライン面談も可能。③④は労働者が希望した場合のみ

<編集・発行> ダイバーシティ・サポート・オフィス事務局
〒305-8517 茨城県つくば市観音台3丁目1-1 国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構ダイバーシティ推進室内
TEL：029-838-7307 FAX：029-838-8955 E-mail：f-support@ml.affrc.go.jp URL：http://www.naro.affrc.go.jp/diversity/dso/
1

図 6-6　DSO ニュースレター169 号
育児・介護休業法 改姓ポイント

（2）働きやすい職場づくり

① 各種休暇・休業制度

森林研究・整備機構は、労働基準法上の年次有給休暇、育児・介護休業法上の育児休業、介護休業、介護休暇、子の看護休暇の他、特別休暇の制度を設けています。

仕事と育児・介護の両立支援及び柔軟な働き方の実現に資する措置を拡充するため、2025（令和 7）年４月から「子の看護休暇」の取得事由について、「感染症に伴う学級閉鎖等」及び「入園（入学）式、卒園（卒業）式」を追加したほか、「配偶者出産休暇」では取得可能日数を現行の２日から３日に拡大しました。

さらに、職員の心身の健康維持を図るため、特別休暇の一つである「夏季休暇」についても、６月から 10 月までの期間に休暇を取得できるように取得可能期間を延長しました。

② 在宅勤務・テレワークの活用

森林研究・整備機構は、職員の能力の発揮及びワークライフバランスの実現の観点から、在宅勤務・テレワークを一定以上行う職員について、通信費や光熱水道費等の費用負担を軽減する在宅勤務等手当を新設しました。

在宅勤務・テレワークの職員に対し、的確な労働時間管理による長時間労働の未然防止策と健康管理に努めるとともに、職員の柔軟な働き方を推進しました。

③ ベビーシッター派遣事業

森林研究・整備機構は、男女共同参画及び次世代育成の観点から職員の業務と家族責任との両立を支援する職場環境整備の一環として、職員が養育する小学校３年生（障害のある子は６年生）までの児童について、ベビーシッター派遣サービス（企業主導型ベビーシッター利用者支援事業）を利用した場合、利用料金の一部の割引を受けることができる制度を設けました。

6.2 業務の成果

研究開発業務、水源林造成業務、森林保険業務の各業務内容の説明および業務の成果については、令和７年度事業報告書の「９．業績の適正な評価の前提情報」および「10．事業の成果と使用した資源との対比」をご覧ください。

事業報告書
（https://www.ffpri.go.jp/koukaijouhou/gyoumu/documents/jigyouhoukoku-r07.pdf）

コラム（事例紹介）　**水源林造成事業の実施により高まった公益的機能の評価**



森林機構の業務の１つとして実施する水源林造成事業では、分収林契約により植栽を行い、森林を造成してきました。現在の造林地（4,864 ㎢）が発揮している森林の効果を貨幣価値に換算すると、 年間約９,１００億円となります。(数値は令和７年度分実績による)

水源涵養（かんよう）効果　（良質で豊かな水を供給、洪水防止や水質の浄化 に効果）

年間約３１億立方メートルを貯水（東京都で使う約２年分の水量に相当）

環境保全効果　（二酸化炭素の吸収、酸素の放出・大気浄化 に効果）

年間約２３０万トンの二酸化炭素を吸収（約１３５万世帯の年間消費電力の発電時に排出される Co2 量に相当）

山地保全効果　（土砂の流出・崩壊の防止、災害に強い森林整備）

毎年約９,４００万立方メートルの土砂の流出を防止

上記以外にも、事業には貨幣価値に換算できない効果もあります

間伐材の有効利用による持続的社会への貢献、面的複層林や針広混交林による生態系保全への貢献、山村地域の雇用促進や活性化に貢献

算出方法など詳しくは 森林整備センターホームページ（https://www.green.go.jp）をご覧下さい

７．所在地と連絡先

所在地図



連絡先一覧

国立研究開発法人森林研究・整備機構
〒305-8687 茨城県つくば市松の里１
Tel:029-873-3211
https://www.ffpri.go.jp/



森林総合研究所
〒305-8687 茨城県つくば市松の里 1
Tel:029-829-8136

北海道支所
〒062-8516 北海道札幌市豊平区羊ケ丘 7
Tel:011-851-4131

東北支所
〒020-0123 岩手県盛岡市下厨川字鍋屋敷 92-25
Tel:019-641-2150

関西支所
〒612-0855 京都府京都市伏見区桃山町永井久太郎 68
Tel:075-611-1201

四国支所
〒780-8077 高知県高知市朝倉西町 2-915
Tel:088-844-1121

九州支所
〒860-0862 熊本県熊本市中央区黒髪 4-11-16
Tel:096-343-3168

多摩森林科学園
〒193-0843 東京都八王子市廿里町 1833-81
Tel:042-661-1121

森林総合研究所 林木育種センター
森林総合研究所 森林バイオ研究センター
〒319-1301 茨城県日立市十王町伊師 3809-1
Tel:0294-39-7000

北海道育種場
〒069-0836 北海道江別市文京台緑町 561-1
Tel:011-386-5087

東北育種場
〒020-0621 岩手県滝沢市大崎 95
Tel:019-688-4518

関西育種場
〒709-4335 岡山県勝田郡勝央町植月中 1043
Tel:0868-38-5138

九州育種場
〒861-1102 熊本県合志市須屋 2320-5
Tel:096-242-3151



森林整備センター
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2
(興和川崎西口ビル 11 階)
Tel:044-543-2500

東北北海道整備局
〒983-0852 宮城県仙台市宮城野区榴岡 2-2-11
（仙台 KS ビル 6 階）
Tel:022-723-8808

関東整備局
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2
(興和川崎西口ビル 11 階)
Tel:044-542-5545

中部整備局
〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦 1-10-20
(アーバンネット伏見ビル 4 階)
Tel:052-220-2570

近畿北陸整備局
〒600-8372 京都府京都市下京区五条通大宮南門前町 480 (AIG 京都ビル 3 階)
Tel:075-278-8855

中国四国整備局
〒700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-1-3
(岡山第一生命ビル 7 階)
Tel:086-226-3295

九州整備局
〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前 4-11-19（博多駅前パークサイドビル 6 階）
Tel:092-433-1422



森林保険センター
〒212-0013 神奈川県川崎市幸区堀川町 66-2
(興和川崎西口ビル 9 階)
Tel:044-382-3500

８．監事意見書

国立研究開発法人森林研究・整備機構「環境報告書 2026」に対する意見書

令和 8年9月28日

国立研究開発法人森林研究・整備機
構理事長　丹下　健　殿

国立研究開発法人森林研究・整備機構
監事　平井　敬三
監事　野村　恭子

国立研究開発法人森林研究・整備機構「環境報告書 2026」の発行にあたり、記載内容の信頼性を高めるために、作成部署から独立した第三者として検証した結果を報告します。

1. 方法

環境省「環境報告ガイドライン2018年度版」、「環境報告書に係る信頼性向上性の手引き（第2版）」、「環境報告書の記載事項等の手引き（第3版）」を参考に、目的適合性、表現の忠実性、比較可能性、理解容易性、検証可能性、適時性の観点から検証しました。

2. 結果

上記の手引き等に沿って記載情報の検証を行った結果、重大な誤謬や不整合は認められず、全体として適切かつ客観的に作成されていると認めます。

森林研究・整備機構は、森林、林業、木材産業に係るわが国の研究開発を主導するとともに、その専門性を水源林造成業務や森林保険業務に役立てています。業務は国連の提唱する SDGsの達成に貢献するもので、業務との関係は関連ロゴでわかりやすく説明されています。

機構の環境やエネルギーに関する事業活動を具体的な事例を示しながら紹介されています。活動は、気候変動の緩和や生物多様性の保全、再生可能エネルギーの利用など環境配慮促進法の目的に合致するものです。また事業推進により、森林資源や機能を活用したサーキュラーエコノミーによる循環型社会と環境保全との両立や、2026年6月に改定された森林・林業基本計画の“百年つづく「森の国・木の街」”実現への貢献が期待されます。

日本各地でさまざまなイベントを通じてステークホルダーとの対話を図り、事業や研究成果を紹介し、その理解に努めています。一般公開では森林を取り巻く社会変容や研究進展をもとに改定した最新の“2050年の森のあるべき姿”を紹介し、直接国民に伝えています。今後も多様な手段で、わかりやすい情報発信と対話に期待します。

環境負荷軽減の取組は必要事項が網羅され、算定方法等検証可能な方法で表現され、過去からの変遷を比較できるようにまとめられています。温室効果ガス排出量は対前年比で14.8%(1,133トン)の削減がなされ、継続的に環境改善を図っています。これは2013年度比43.3%の削減となり、2030年度の50%以上削減目標達成に向け大きく前進しました。理事長をトップとする経営責任者の主導的関与による戦略的な対策の結果と大いに評価されます。 2030年度目標の達成に向けた道筋をステークホルダーへさらにわかりやすく提示するため、今後は関連する項目に対2013年度削減比等を併記するなどデータの見せ方の継続的な改善を期待します。

業務の活性化にむけダイバーシティ活動をさらに推進し、「くるみんプラス」の事業所に認定されています。報告では新たに「休暇・休業制度」、「在宅勤務・テレワーク活用」や「ベビーシ

ッター制度」の取り組みが紹介し、働きやすい職場づくりを一層推進していることがわかります。多様な人材の活躍はイノベーションの源泉であり、人的資本の価値向上の観点からもこれらの取組の継続を評価します。

環境報告書は環境コミュニケーションのツールとして有効に活用すべきとされています。森林研究・整備機構の研究開発、水源林造成、森林保険の連携をさらに深めるとともに、本報告書をステークホルダーとの対話（エンゲージメント）ツールとして効果的に活用し、機構のミッション「豊かで多様な森林の恵みを生かした循環型社会の形成に努め、人類の持続可能な発展に貢献する」を担う法人として、さらなる社会的価値の創出を牽引されることを期待します。